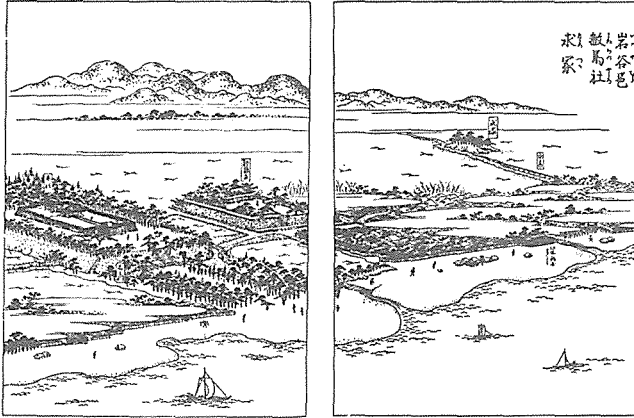


第三章 神仏と交通



敏馬神社周辺（『撰津名所図会』）

第一節 神祇信仰の展開

第二節 仏教信仰の展開

第三節 陸上交通の歴史と展開

第四節 水上交通の歴史と展開

第一節 神祇信仰の展開

1 神祇信仰と官社制度

地域の環境
と自然信仰

本節では、神功皇后伝承と関わりをもつ神戸市域の生田神社、長田神社における海洋祭祀について見ていくこととする。『日本書紀』の伝承によると、両社はそれぞれ稚日女尊わかひるめのみこと、事代主尊ことしろを祭神としている。これらは住吉大神と異なり海洋神ではないが、住吉大神鎮座伝承の一環で王権神話に組み込まれた結果、王権ゆかりの神を祭るようになったのであろう。

元来、西摂地域の生田、長田の地では、どのような信仰が芽生え、在地の信仰がどのように海洋祭祀と関わる形で王権神話に組み込まれたのであろうか。現在の社地の立地からは、生田神社、長田神社を王権の海洋祭祀と結びつけて理解することは困難とも見えるわけで、この点の究明が必要となる。

現在の生田神社の社地は現生田川右岸に位置している。地形分類図（『土地保全図 阪神・淡路地域』）によれば、天井川の痕跡を見せる旧生田川は現河道よりも西側を流れ、河口部分は三角州を形成していた。現社地は、それ以前の旧河道ないし開析谷底かいせきに位置しており、元来の鎮座地とみなすことはできない。□承だが、

第一節 神祇信仰の展開

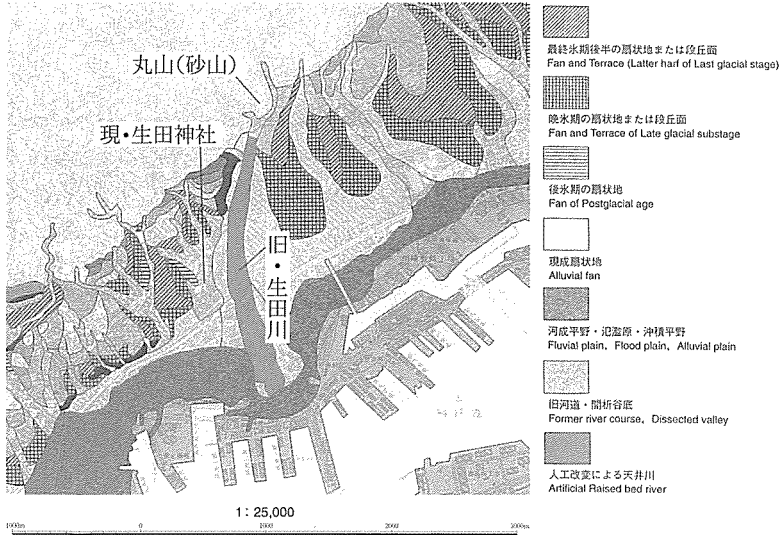


図15 生田神社の鎮座地
 (『土地保全図 阪神・淡路地域』微地形分類に加筆)

もとは生田川上流の丸山(砂山)に祭られていたとされている。布引川(ぬのびき)が流れる近世の生田村(雲井通、布引町ほか)の位置から仰ぎ見る独立丘が信仰の対象であったと考えた方が整合性があろう。

丸山を奉祭対象とした集落は、旧生田川東岸に広がっていた緩扇状地や低位段丘上に立地する雲井遺跡、日暮遺跡(ひぐれ)、熊内遺跡(くまうち)などの弥生・古墳時代以降展開する諸集落であったと考えられる。近世の生田村がこうした地域に該当する。後世、太閤検地に際して、現在の生田川より西に流れていた旧生田川を、菟原郡・八部郡境界に定めた事例(北長狭通東側に江戸期の石碑あり)からも、古代の八部郡はより東に広がっていたらしく、後述するように『延喜式』が敏馬神社を八部郡内に記すのも故なしとしない。

長田神社の社地は、新湊川の支流菊藻川(かむも)左岸

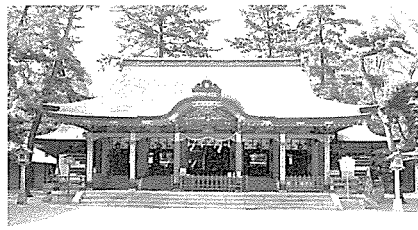


写真10 長田神社（長田区）

近くの現成扇状地に位置し、現在は細流である荻藻川の上流には顕著な旧河道の痕跡が認められるところから、かつては豊富な水量を誇ったと推定される。荻藻川上流は「檜の谷・檜の川」とかつて呼ばれ、水源は独立丘の高取山である。この独立丘は一名「神撫山」と呼ばれ、神が宿る神体山・神奈備山であったことがうかがえる。「檜の谷・檜の川」は、ヤマタノオロチの神話に見える「簸ノ川」に通じるものといえよう。暴れ川の謂いである。現在の新開地を流れていた旧湊川を付け替えた結果、現状の新湊川となったものである。

古湊川の流路については諸説あり、古代の長田神社の信仰圏を復元することは困難である。しかし、南北朝期（年欠）の「長田社兵庫下庄氏人連署状」には、氏人の居住域が

「中野田 田井村 中村 池尻村 坂井戸村 須馬村 野田村」と記されている。近世に入ってから、神幸順路に野田村御旅所（長田区長楽町）、勝福寺供僧（須磨区大手町九丁目）、妙法寺供僧（須磨区妙法寺）などが見え、ほかに御先御幣が、駒ヶ林村（長田区駒ヶ林町）、大手村（須磨区大手町）、板宿仮殿（須磨区板宿）などから奉納されている。

高取山から発する水流が旧湊川、新湊川（荻藻川）いずれの流路をとるにしろ、扇状地帯からみて、池尻付近から板宿にかけての氾濫原が開発されるにつれて、長田神社を奉祭する地域が広がっていったと考えられる。「夫木和歌集」の和田岬を詠んだ歌に「ゆふづく日 わだのみさを ごと舟のかたほにひくや

むこの浦風」とあるように、和田岬に臨む三角州帯は、かつてはラグーンとして海洋祭祀の場ともなったであろう。

『延喜式』には、菟原郡の官社として保久良神社が挙げられている。現在の保久良神社がある東灘区本山町（旧北畑村字ザクガ原）には、近世においては牛頭天王が祭られ、本庄九村の産土神とされていた。現在の祭神は須佐之男命、大年御祖神、大国主命とされ、須佐之男命、大国主命の神名は牛頭天王の改変である。

『神名帳考証』は、祭神を大和連氏の祖・椎根津彦命とする異説を載せる。その根拠は、第四節1項に述べる倉人水守らへの大和連賜姓の記事にもとづいて、保久良と倉とが類似していること、社頭の灯明台が海路を照らすところから、海部集団の祖・椎根津彦命にふさわしいとすることによるらしい。海部集団の祭祀対象から牛頭天王への変更を説くものであるが、『撰津名所図会』など近世の文献から知られる当社の村落祭祀は、祇園会との関わりが深く、中世以前のこととはわからない。

古代の保久良神社のことを推測する手がかりは、保久良神社境内とその周辺に分布する巨石群である。これらの巨石群は人工的に配置されているとの説もあるが、これは疑問で自然石であろう。神が降臨するところの自然信仰の対象とされる磐座である。この一帯は、聖地としての「磐境」であった。壺、甕など各種弥生土器および銅戈が出土し、この尾根は、芦屋市会下山から続く高地性集落群の一つであった。

このことからわかるように、自然信仰そのものは縄文時代から存在した可能性があるが、保久良神社遺跡にみるこの地域の自然信仰は、弥生時代における集落形成のなかで、磐座を仰ぎ見る形で始められたと考え

られよう。それが『延喜式』にみえる保久良神社につながった。

このように古代の神戸市域は、六甲山南麓の山側に段丘面と扇状地、海岸寄りに河川の氾濫原と自然堤防、さらに低位に三角州と砂堆が形成された。段丘面の独立丘や磐座が信仰の対象となるとともに、砂堆の間に形成されたラグーンが天然の港湾とされた。そのゆえに、海洋祭祀の聖地ともなったといえよう。

古代の神祇行政

と官社制の成立

七世紀後半に形成途上にあつた律令国家は、祭祀の面においても中央集権的な神祇行政の体制を築いていった。それは第一に、中央の行政機構においては、大宝令制に定められる神祇官の前身官司としての「神官」の登場（天武天皇紀二年十二月、同五年九月、同六年十一月条）である。

第二には、畿内の有力神をはじめ全国各地の地域的信仰の対象となつていた神々（神祇）が祭られている宗教施設を、天社・地社として制定したことである（天神・地祇）。さきに述べたように、古来の地域の神々の多くは、自然信仰から生み出されたものであり、神体山や海浜の岬などに宿る神々であつた。本来は宗教施設を伴わないものであり、いわゆる神社の施設は、後代に設営されるようになったものであつた。天武天皇十年（六八二）には、諸神に幣帛を頒布し、神宮を修理させたとあり、この頃が神社の施設の整備・確立の画期だつたと考えられ、そのきっかけとなつたのが天社・地社の制定であつた。

第三には、それらを宮廷祭祀の対象として取り込んだ神祇官における四時祭・臨時祭の整備である。そのもつとも重要な祭祀として位置づけられ、神祇官管轄下の全社を対象とした祈年祭は、近江朝廷で開始されたものとみられる（天智天皇紀九年三月条）。

第四には、成立した神社施設を維持し祭祀を執行するための経済的・人的基盤の整備である。神税、神田、

神戸かむべの制度が整えられ、律令国家による神社財政が創出・整備された。

このようにして神祇官の管轄下に入った諸社は、神祇官のしんめい帳に記載されることとなった。「官社」の語の初見は宝龜三年（七七二）ではあるが、七世紀後半から大宝令制下じんめいりょうちやうにすでに官社制は成立していたとしてよからう。官社の数は、八世紀においてはまだ限られていたであろうが、その後増加し、後述する『延喜式』神名帳には、祈年祭の対象として三三三座（二八六一社）を数える。

慶雲三年（七〇六）には「但馬を含む諸国一九社が新たに祈年幣帛の例に入る」とあり、天平九年（七三七）には諸国の「よく風雨を起こし、国家のために験げん有る神の、未だ幣帛に預からざる者をば、悉く供幣の例に入れよ」と祈年祭の対象となる官社の追加が促されている。祈雨などの靈験あらたかで地域的信仰を集めていた諸神が、このようにして官社の列に加えられていったことがうかがえる。これら諸神は元来は自然信仰の対象であったものである。逆にいえば、ほかにも地域的信仰を集めていた多くの自然神が存在し、磐座や神木、後には祠などが官社以外に存在していたのである。

神戸と地

神戸とは、神社に与えられた経済的資源としての民戸（神社に付属する封戸であることから神封と呼ばれる）であり、養老神祇令の神戸条によれば、神戸として指定された民戸から徴収され

た租税としての調庸と田租は、その神社の造営費用、神に供する調度の費用に充てられる。この神戸から徴収され、神社の財政に入れられる田租が神税である。天武天皇八年（六七七）五月に神税を三つに分け、三分の一は神への供えとして、残り三分の二は神主に与えられることが定められているので、神戸・神税の制度は、この頃にはすでに制度化されていたものと捉えられる。

神戸に指定された民戸は、一般民戸とは別に神戸名籍（神戸戸籍）に編付され、神祇官に管掌された。この特定神社に所属し租税を納入する神戸の民は、単に経済的に神社に隷属しているのではなく、租税の奉獻を通じて、彼ら自身神事に関与している地域の奉祭者であることがわかる。

たとえば伊勢神宮の月次祭における祝詞には、「国々処々に寄せまつれる神戸の人等の、常も進る御調の糸、由基の御酒、御贄を、海山の如く置き足はして」とあるように、神戸は、当該の神を奉祭する地域の神職集団を構成する存在として、貢納・奉仕を行うように公的に位置づけられているといえる。

神戸の制度は、かつて地域における自然信仰の対象としての神々を祭るに際し、地域の奉祭集団から近侍役・奉仕役を神職として出し、かつ集団で祭料を供出していた祭祀体制を残存させながら、その負担のあり方を律令的租税のなかに位置づけたものであった。

神税の三分の二が神主に充てられる点に着目するならば、神戸とされた人々自身が神主となって自らの財源を確保し、それによって当該神社への財政的優遇ともなり得ていた制度であるといえることができる。神戸がその地に設定されることは、当該神社の奉祭集団の存在を意味するものといえる。神戸のあり方を通じて神社と地域社会の関わり的一端をうかがえるものとなる。

神戸地域の官社で神戸が設定されているのは、限られた官社にすぎない。平安時代の法令集の一つである『新抄格勅符抄』所載の「大同元年牒」には、撰津において神戸の記載がみえるのは、広田神の四一戸、佐牙神の九戸と並んで、長田神に四一戸、生田神に四四戸の神戸、また市域では播磨明石垂水神に一〇戸が付されていることが見える。

戸に充てられたものと想定できる。在郡に設置された神戸であることから、神社を信仰する在地の集団内の一般民戸のなかから、特定の者が神

表8 撰津国の神戸

	『新抄格勅符抄』	「撰津国租帳」
大神神	25戸 (*1)	38戸
住吉神	50戸 (*2)	58戸
新屋神	1戸	1戸
比売社神	1戸	1戸(下照比売神)
住吉垂水神	2戸 (*3)	2戸
佐牙神	9戸	9戸
広田神	41戸	51戸
長田神	41戸	32戸
生田神	44戸	44戸
大依羅神	8戸	8戸
難波大社	2戸	2戸
座摩神		2戸
名次神	2戸	2戸
(播磨明石垂水神)	10戸 (播磨)	

* 1 大和に45戸など全体では160戸

* 2 播磨に82戸など全体では239戸

* 3 備中を含め全体では22戸ただし錯簡がある

また保安元年(一一二〇)頃に作成された「撰津国租帳」には、住吉社に五八戸、広田社に五一戸、生田社に四四戸、長田社に三三戸、垂水社(これは表記順から判断して明石の垂水海神社ではなく垂水社か)に二戸の神戸(封戸)とあるので、広田社、生田社、長田社が、撰津国内の諸社のなかでも有力な神社で、九世紀から十二世紀にかけて所有する神戸をほぼ維持していたことがわかる。

しかも郡ごとの内訳を見ると、武庫郡に広田社の神戸が五一戸、菟原郡に住吉社神戸が一六戸(残りの四二戸は、この文書に定田の項を欠く住吉郡にほとんどが配置されていたものと見なされる)、八部郡に生田社神戸四四戸、長田社神戸三三戸、これらは、いずれも撰津国内の神社所

2 神祇信仰の地域的特色

神戸地域の式内社と地域社会

官社制下における神戸地域の神祇信仰の地域的特色を見てみよう。官社のリストは、延長五年（九二七）に撰進された『延喜式』巻九・十、いわゆる『延喜式』神名帳に見ることができている。このリストに載る官社は式内社と呼ばれ、官社制の成立当初は三〇〇社程度だったのが、徐々に追加されて十世紀までに増加していったと考えられ、二八六一社（神の座数では三二三二座）が所載されている。

式内社には、中央の祈年祭に際して神祇官から幣帛を班たれる官幣社と、地方の国司を介する国幣社の別があり（延暦十七年九月に分離。『類聚国史』）、祈年祭以外の中央の祭祀である月次祭、相嘗祭、新嘗祭に与るか否かで格式を異にする。さらに大社・小社の別があるとともに、京・畿内を中心とした二八五座（神名帳では二二四社。時期によって増加したので、『延喜式』でも臨時祭条と神名帳で数が異なる）を、靈験のすぐれた「名社神明」であるとして、時に応じて祈願奉幣する名神祭にあずかる名神大社という格式も存在する。

現在の神戸地域は、『延喜式』記載の国郡でいえば、摂津国菟原郡、八部郡、有馬郡に該当し、さらに播磨国明石郡、美囊郡の一部が含まれる。地域に所在する官社は表りの通りである。うち大社は、武庫郡では広田神社、伊和志豆神社、八部郡では生田神社、長田神社、有馬郡では湯泉神社、明石郡では宇留神社、物部神社、海神社であり、この中で名神大社は広田神社、生田神社、長田神社、宇留神社、物部神社、海神社

第一節 神祇信仰の展開

である。一方、菟原郡と美囊郡の官社は小社のみである。

菟原郡・八部郡 現神戸市域
郡の式内社 郡の東部に位

置するかつての菟原郡には、前述の保久良神社のほかには河内国魂神社、大国主西神社がある。保久良神社は、磐座などの境内遺跡の存在から、当時も東灘区本山町の現在地に存在したと考えられる。大国主西神社は、現在の西宮恵比寿との異同が武庫郡の郡境問題とかかわって論じられているが、市域外なので省略する。

河内国魂神社については、現在灘区五毛に河内国魂神社が存在し、参道に式内河内国魂神社の石碑が立っている。しかしこれは江戸時代半ばに「五畿内志」編纂のために神社仏閣の由緒を調査していた並河誠所と

表9 摂津国武庫郡・菟原郡・八部郡・有馬郡・播磨国明石郡・美囊郡の式内社

摂津国			
武庫郡	(広田神社) (名次神社) (伊和志豆神社) (岡太神社)	大社 小社 大社 小社	名神・月次・相嘗・新嘗 鎌1口・靱1口 月次・新嘗
菟原郡	河内国魂神社 (大国主西神社) 保久良神社	小社 小社	鎌1口・靱1口 鎌1口・靱1口 鎌1口・靱1口
八部郡	生田神社 長田神社 汶売(敏馬)神社	大社 大社 小社	名神・月次・相嘗・新嘗 名神・月次・相嘗・新嘗
有馬郡	有間神社 公智神社 湯泉神社	小社 小社 大社	鎌1口・靱1口 月次・新嘗
播磨国			
明石郡	宇留神社 物部神社 海神社三座 弥賀多多神社 (林神社) 赤羽神社 (伊和都比売神社)	小社 小社 大社 小社 小社 小社	名神・月次・新嘗
美囊郡	(御坂神社)	小社	

() の社名は現在の神戸市域外と考えられるもの

い人物によって、『延喜式』と異なる社名をとっていた神社に対して、社名を式内社に変更するように求められた結果によるものである。それ以前は五毛天神であった。古代の河内国魂神社は、凡河内国造が河内・摂津地域の国魂を祀ったものとされるが、凡河内氏の守護的な性格を想定するならば、凡河内氏が管掌した外交・港湾管理に関わるとの解釈も可能となろう。

都賀川右岸の五毛よりも南方、海岸近くの灘区岩屋に現在の敏馬神社がある。「万葉集」に敏売浦・敏売埼と歌われる沿岸航路上の寄港地であり、第四節1項で述べるように、海洋祭祀の舞台となった場である。ところが『延喜式』では河内国魂神社が菟原郡に所在するのに対して、汶売神社（敏馬神社）は八部郡（旧雄伴郡）に所在しており、『延喜式』

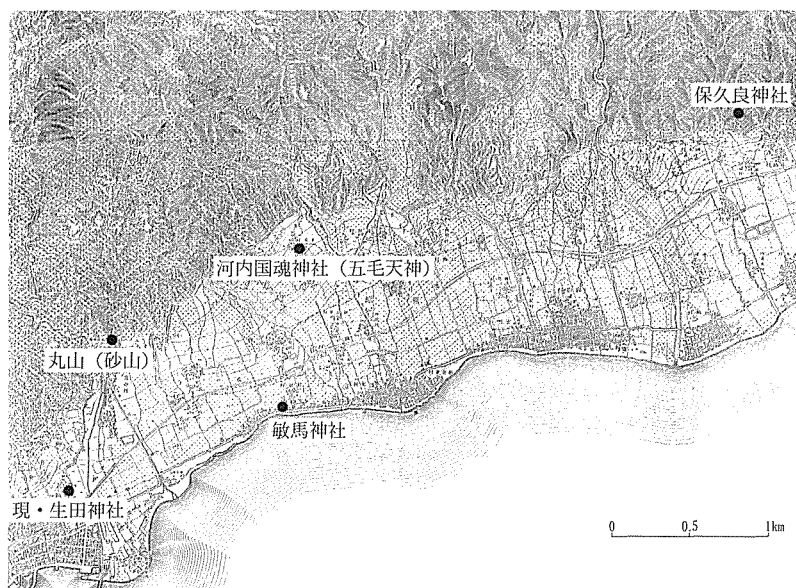


図16 菟原・八部郡の式内社
(陸軍陸地測量部作製仮製二万分一地形図 神戸・六甲山をもとに作成)



写真11 湯泉神社（北区）

が編纂された十世紀頃には、この辺りが郡界だった可能性がある。後世、大閤検地に際して菟原郡と八部郡の郡界は旧生田川を境界とされるようになった。それから比べれば、かつての郡境界はより東方に存在したことになる。

有馬郡の
式内社
有馬郡には、有間、公智、湯泉の三社が『延喜式』神名帳に記載される。湯泉神社は、舒明・孝徳らの行幸で知られる有馬温湯の湯の神を祀ったものである。現在は愛宕山中腹に鎮座するが、これは明治十六年（一八八三）に遷座したもので、もとは行基創建の伝のある温泉寺境内にあったという。後世の史料であるが、藤原定家の『明月記』にも、有馬の湯を出発する早朝、「社頭」に参詣したとあるように（建仁三年（一一二〇）七月十日）、官社とされた当初から湯泉神社と温泉寺は一体のものであった

と思われる。大社の格式を認められ、月次祭・新嘗祭の官幣にあずかるのも、数度の行幸があったことに由来するものであろう。

今日の祭神は、薬湯の神として少彦名命、大己貴命とされているが、近世には「湯山三所権現」と称された。三神は『伊呂波字類抄』には「大神・温泉・鹿舌三像大明神」と記され、『千載集』神祇歌に「有馬の湯に忍びて御幸有ける御供にはへりけるに湯の明神をはみわの明神となむ申しはべるとききて物に書きつけては侍りける 按察使資賢 めつらしき御幸を三輪の神ならばしるしありまの出湯なるへし」とある。大神は有馬温泉の北方、現在の三田市の三輪。鹿舌は中世・香下寺で知られる香下の地であり、羽束山の

麓になる。香下からは山田川、波豆川が南流し、北流する有馬川とは道場付近で武庫川に合流する。これらは「羽束国」（『住吉大社神代記』）の要地を結んでいるとみることが出来る。

さらに有馬郡の官社・公智神社は、旧山口村（現西宮市）下山口字公智山を現鎮座地とするが、撰津国風土記逸文（『釈日本紀』所引）に有馬の温湯を「塩湯」として載せ、「塩之原山」（愛宕山か）から流れる久牟知川とその流域の久牟知山の由来について、孝徳天皇行幸時の材木切り出しに「功ある山」として功地山が久牟知山になったという。

久牟知川は有馬温泉より北流する有馬川で、現在の公智神社は西岸に鎮座するが、社伝では対岸の向山にあったという。祭神は材木にちなむ木神久久能智命とされ、神社調書によれば、山麓西方に字神館、禰宜谷田の地名があるとされる。向山は現・北六甲台の丘陵が明治期の地図では功地山とされているのでこれが有力だが、有馬川東岸が本来の鎮座地であるならば、独立丘の丸山が信仰の対象の地としてもっともふさわしいのではないだろうか。

古代の有馬道は、川辺郡の猪名野から昆陽池を通じて武庫川流域の生瀬付近まで遡り、武庫川を渡河して太多田川沿いに現西宮市山口町船越を経て有馬に入った。官社湯泉神社の大社としての待遇は中央からの尊崇によるものといえるが、有馬郡の在地の諸集落は、郡内を流れる諸河川の谷底平野と流域の河岸段丘沿いに展開しており、公智神社は「山の口」を祀るのにふさわしい立地といえよう。

有馬郡のもう一つの官社である有間神社については、現在の有間神社は北区有野町有野に鎮座し、近世には山王大権現と呼ばれ、廃仏毀釈以前には別当神宮寺も存在した。中世には疱瘡の神として、熊野権現、

第一節 神祇信仰の展開

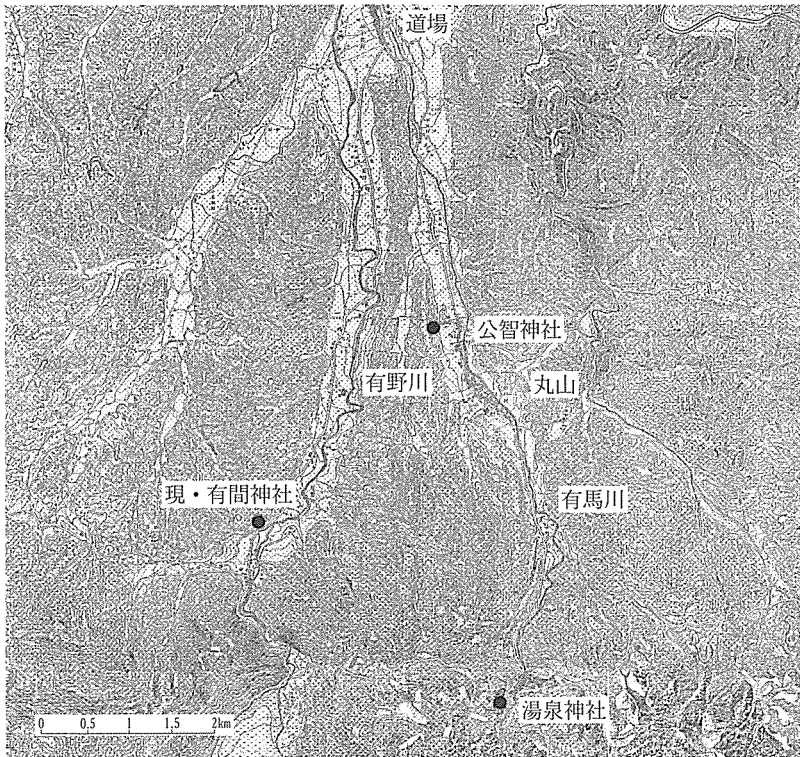


図17 有馬郡の式内社
(陸軍陸地測量部作製仮製二万分一地形図 日下部村をもとに作成)

山王、あるいは牛頭^{ビツ}天王として祀られたらしい。これが式内有間神社に比定されるようになったのは、元文年間（一七三六〜四一）に並河誠所によって「有馬社」の標石が建立されてからである。

古代の官社有間神社の所在については、古代の有馬郡の管郷に有馬郷が存在しないうため、春木、幡多、羽束、大神、忍壁の五郷（以上、「和名抄」東急本）のいずれの郷に所在したか探る必要がある。現在の有間神社は、有野川左岸に位置しているが、注目されるのは長尾川流域の宅原^{えいげん}遺跡で



写真12 有間神社（北区）

ある。弥生時代の手捏土器、古墳時代の勾玉・管玉、飛鳥時代の「評」墨書土器、木彫面を筆頭にした木製品、馬骨などの各時代にわたる祭祀遺物が出土している。これが律令制下の郷衙である可能性が指摘されていることから、古代の有間神社がこの地にあったことも考えられるのではなからうか。

有野は現・八多町に近く、古代の上・下幡多郷の可能性があり、長尾は現三田市街の大神郷に近い。有馬郡内は、武庫川に合流する諸河川の谷筋と段丘面に集落が発達したことから、川筋ごとに諸社が祀られた様子がかがえる。

明石郡の
式内社
播磨国の明石郡に入ると、海神社は、『兵庫県神社誌』によれば、旧垂水村大字西垂水に鎮座するとされ、「海神社三座」わたつみは底・中・上津綿津見神を指すものと見られる。文字通り海洋神を祭る神社である。『新抄格勅符抄』の神封部に「播磨明石垂水神十戸 播磨」とあることから、海神社と垂水神社の異同が論じられてきたが、海洋神たる海神社が垂水に鎮座していたと解すればよからう。

江戸時代には日向大明神とも称されたところから、現在の鎮座地は宮本町であるが、もとは福田川に面した日向町一・二丁目付近に所在したと想定される。当地には垂水日向遺跡が存在する。ここからは、土錘、製塩土器などを伴った漁業・製塩集落の掘立柱建物群が検出されている。中世の垂水荘との関連も想定される遺跡であるが、官社とされた海神社は漁民の信仰を集めたとするより、福田川河口のラグーンを利用した

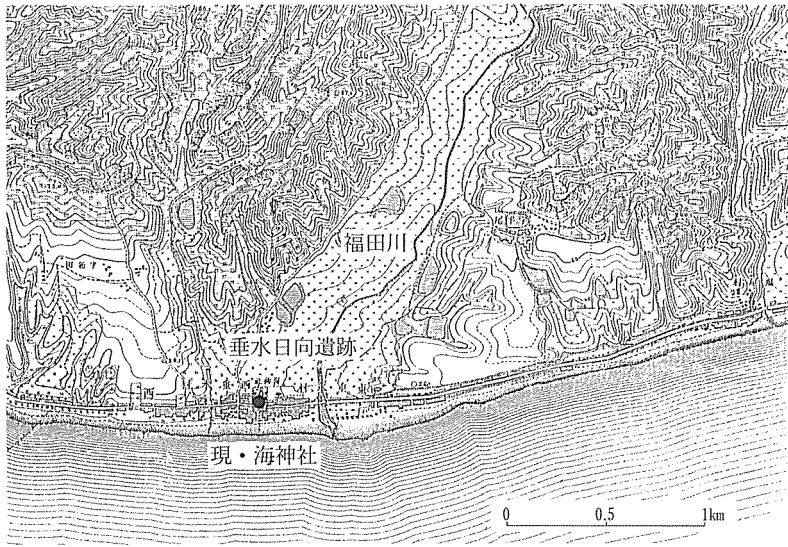


図18 海神社の鎮座地
(陸軍陸地測量部作製仮製二万分一地形図 明石をもとに作成)

港湾にともなう海洋祭祀の場と考えるが妥当であろう。

宇留神社の遺称地とされているのは、西区平野町宮前の現春日神社の地である。字名を宇留山といい、春日神社裏山群集墳があることも有力な材料となる。中世に春日神社と称されたといい、近世の郷帳には付近に小祠の若宮森、鎮守森、山神が所在したとあるが、古代においてどのような信仰の対象とされたかは不明である。

物部神社は、西区伊川谷町上脇かみわきの惣社に比定する説があるが不明である。古代においては物部氏の氏族神を祀ったものであろう。

弥賀多神社は、西区美賀多台みかただいから平野町堅田付近の明石川左岸の低地から丘陵にかけての地に所在したと思われる。周辺からは古墳群をはじめ古墳時代の遺跡が分布していることから、当地の集落が奉斎したものであろうが不明であ

る。

林神社は、旧林崎村林字上ノ宮を鎮座地とし、現在の明石市域にあたる。播磨国神名帳には「青龍五社大明神」、江戸時代は上宮五社大明神と呼ばれ、『兵庫県神社誌』によれば祭神は少童海神、彦火火出見命、豊玉姫命、葺不合尊、玉依姫命であり、海洋神を主としていることがわかる。「播磨国風土記」賀古郡鴨波里条にみえる「赤石郡林潮」は明石川河口西側の船上、林地に所在した港湾であり、林神社もこれと関連した海洋祭祀の場であったと考えられる。

赤羽神社は、現在の神戸市西区、旧白水村（伊川谷村）潤和字宮ノ西に現在鎮座する。赤羽明神、天羽赤玉命を祭神と伝える。周辺には北に薬師山古墳（白水瓢塚古墳）、天王山古墳群、西方には伊川右岸、明石川との合流点北側に広がる新方遺跡が存在する。新方遺跡からは、弥生中期から古墳時代後期まで続く玉作り生産遺跡が見られ、紀伊・河内系土器が含まれるなど他地域との関係で玉作り生産拠点が形成されたことがうかがえる。祭神と伝えられる赤羽・天羽赤玉命もこうした玉作りと関係して他地域から流入した信仰である可能性もある。

御坂（阪）神社は、旧志深村御阪宮ノ東が鎮座地なので、現在の神戸市域外となるが、播磨国美囊郡の一部は市域に入っている。三坂岑を風土記の許曾社に比定する説がある。

3 神階授与と奉幣

神階授与と

官社の制度とは別に、神に対して一品ないし正一位を最高位とする位階を授ける神階の制、

その背景

あるいは一等から十二等までの勲位を授ける制度も、律令国家による神祇行政を補完する制

度として登場した。しかし、これらは神祇令などの令制には見えない。

初見としては、壬申の乱に際して大和国の高市御県たかいちのみ坐鴨事代主神あがたにいますかもことしろぬしのみかみ、牟狹坐神むさだにいますかみ、村屋坐むらやにいますかみ、弥富都比売よとつひめ神あなに対して位を授けた例があり、また品位を授けた例としては、八世紀半ばに宇佐の八幡大神への叙位がある。後者は八幡神が国家護持の神として王権から崇敬されるようになったことと関係していると思われる。平安期になると、とりわけ嘉祥三年（八五〇）以降には、官社・非官社の別なく神階が授与されるようになる。この時期が地方神社制度の転換点となったと位置づけられている。さらに承和（八三四〜四八）から貞観年間（八五九〜七七）の時期に神階授与は急増している。

神階授与をめぐっては、神に位階を授けるといふ天皇と神との関係、そもそも神階は天皇・国家が神々を統制する目的で授与され、それは神々の秩序化を図る意図でなされたのか、それとも靈験への感謝を表す意味で奉授されたものなのか、人格神觀念の浸透の問題などが研究上議論されてきた。ここでは、神階授与が頻繁となる九世紀頃の撰津・神戸市域における神社と地域社会の動向をうかがう材料として、神階と奉幣のみえる市域の諸社をとりあげる。

表10 摂津国関連諸社の神階授与と臨時奉幣

年月	神名	叙位・奉幣	事由
慶雲 1 (704)・7	住吉	奉幣	上皇不予か
神龜 3 (726)・7	住吉など 4 社	奉幣	
延暦 3 (784)・6	住吉神	正 3 位・勳 3 等	
3 (784)・12	住吉神	従 2 位	遣唐使祈 祈雨 止雨 祈雨 祈雨・防風 祈雨・防風
大同 1 (806)・4	住吉大神	従 1 位	
承和 3 (836)・6	住吉・垂水など 4 社	奉幣	
5 (838)・8	垂水・住吉など 5 社	奉幣	
6 (839)・4	住吉など 5 社	奉幣	
7 (840)・4	垂水など 6 社	奉幣	
8 (841)・4	垂水・住吉など 6 社	奉幣	
8 (841)・9	垂水神	従 5 位下・勳 8 等	
9 (842)・3	住吉・垂水など 4 社	班幣	
嘉祥 2 (849)・12	伴馬立天照神	従 5 位下	
2 (849)・12	伴酒着神	従 5 位下	
3 (850)・1	阿比太神	従 5 位下	
3 (850)・10	広田神	従 5 位下	
貞観 1 (859)・1	広田神	従 3 位→正 3 位・勳 8 等	
	生田神	正 5 位上→従 4 位下・勳 8 等	
	長田神	従 5 位上→従 4 位下・勳 8 等	
	垂水神	従 5 位上→従 4 位下	
	大依羅神	従 5 位下→従 4 位下・勳 8 等	
	難波生国魂神	従 5 位下→従 4 位下・勳 8 等	
	座摩神	従 5 位下→従 4 位下・勳 8 等	
	新屋天照御魂神	従 5 位下→従 4 位下・勳 8 等	
	名次神	従 5 位下→正 5 位下	
	中臣須牟地神	従 5 位下→従 5 位上	
	伊射奈岐神	従 5 位下→従 5 位上	
	伊和志豆神	従 5 位下→従 5 位上	
1 (859)・3	雪気神	正 6 位上→従 5 位下	
1 (859)・5	伴馬立天照神	従 5 位下→正 5 位下	
	伴酒着神	従 5 位下→正 5 位下	
1 (859)・7	住吉など 16 社	奉幣	
1 (859)・9	住吉・大依羅・難波・大社・広田・生田・長田・新屋・垂水・名次など 45 社	奉幣	
4 (862)・11	田辺東神	正 6 位上→従 5 位下	
	田辺西神	正 6 位上→従 5 位下	
8 (866)・4	住吉	奉幣	五穀祈賽 摂津国地震
9 (867)・9	住吉・長田など 9 社	奉幣	
10 (868)・閏 12	広田大神	従 1 位	

第一節 神祇信仰の展開

	生田神社	従1位	撰津国地震
	広田・生田	奉幣	撰津国地震
18(876)・7	高林神	正6位上→従5位下	
元慶1(877)・6	大依羅神・垂水・広田	奉幣	祈雨
	・生田・長田など12社		
3(879)・6	住吉・大依羅など4社	奉幣	
	三嶋神		
8(884)・12	住吉など10社	正6位上→従5位下	
仁和1(885)・9	長柄神	奉幣	不祥事
1(885)・10	住吉・広田など11社	正6位上→従5位下	
寛平6(894)・4	住吉など8社	奉幣	新羅賊
延喜1(901)・8	住吉など9社	奉幣	改元
延長6(928)・11	住吉など10社	奉幣	
承平5(935)・6	住吉など9社	奉幣	
天慶2(939)・5	住吉など14社	奉幣	東西兵革
2(939)・6	座摩・垂水・広田・長	奉幣	祈雨
2(939)・7	田・生田など11社	奉幣	祈雨
	住吉・広田など12社		
3(940)・1	住吉など2社	奉幣	東西兵乱
3(940)・1	住吉・広田など11社	奉幣	東西兵乱
3(940)・4	住吉・広田など12社	奉幣	東西凶賊
3(940)・8	住吉・広田など13社	奉幣	南海凶賊
3(940)・8	住吉・広田など12社	奉幣	兵乱
3(940)・9	住吉・広田など12社	奉幣	凶賊・怪異
3(940)・10	住吉・広田など13社	奉幣	
4(941)・2	住吉・広田など13社	奉幣	山陽南海道凶賊
4(941)・5	住吉など17社	奉幣	凶賊
4(941)・8	住吉・広田など13社	奉幣	祈年殺
5(942)・4		奉幣	凶賊平定賽

期間は大宝年間から天慶年間とした。神名は撰津国に関連するもののみを挙げた。
 神階については岡田莊司編『古代諸国神社神階制の研究』(2002年)、臨時奉幣については
 岡田莊司・並木和子編「臨時神社奉幣帛表(二)」(『國學院大学日本文化研究所紀要』62をも
 とに作成)

神階の動向を畿内
 の諸社と地域の官社
 とで比較すると、撰
 津では住吉社が叙位
 されたのが早く、延
 暦三年(七八四)に
 正三位でみえる。桓
 武朝期では、祈雨・
 止雨のために「畿内
 名神」などの明神
 大社へ臨時に幣帛を
 奉る事例が散見し始
 め、ついで嵯峨朝の
 弘仁年間(八一〇〜
 二四)に入ると、五
 穀豊穰、年穀祈願の
 ための臨時奉幣が増

えてくる。「畿内名神」「七道名神」の列には、住吉社はもちろん、地域の名神大社である広田神社、生田神社、長田神社、宇留神社、物部神社、海神社も入っていたものと考えられる。

大和の丹生川上社、洛北の貴布禰社は、早くから雨乞い神として崇敬されていたが、仁明朝の承和年間より、名神の中から平安京周辺の特定数社を選んで、祈雨や止雨のために奉幣するようになる。丹生、貴布禰に加えて、賀茂、松尾、乙訓、垂水、住吉などである。貞観元年（八五九）九月八日、止雨を祈るために京周辺の諸社、都祁山口社など、大和の諸社ならびに河内、和泉、摂津の諸社四五社に幣帛が奉られている。摂津では住吉、大依羅をはじめとして広田、生田、長田、垂水、名次の諸社が対象となっている。

この奉幣では、大和の諸社のなかに大和川流域の祈雨対象として伝統的な広瀬・龍田社と、大和盆地の四周の水源を掌る一連の山口社が対象となっていることが特徴であるとともに、摂津における祈雨対象に、従来から登場している住吉、垂水に加えて、広田、生田、長田の諸社が新たに登場していることが注意される。これ以降、広瀬・龍田両社の祈雨における地位は低下していくようであり、丹生、貴布禰、賀茂、松尾、乙訓、垂水、住吉に広田、生田、長田を加えた数社が、しだいに固定していく様相を見ることができるといえる。

延喜年間（九〇一～一〇三三）段階までには、祈雨一社（木嶋）、乙訓、水主、火雷、平岡、恩智、広田、生田、長田、座摩、垂水）が成立すると指摘されている。五穀祈賽、新羅賊追捕などの国家的重大事に際して、特定社へ臨時奉幣する制度の成立は、承平・天慶の乱を境として天慶年間（九三八～四七）に一一社ないし一二社の特定社が固定化されていき、まれに長田、生田が加わることもあるが、摂津では住吉、広田社の地位が上昇し、これは後の二二三社制につながっていく。

奉幣の固定
化と神階

重大事に際しての特定数社への奉幣は、名神大社を基盤としながら、京都周辺、王権からの崇敬の度合いによって固定化されていったと考えられる。広田、生田、長田の諸社の位置が変化する画期として、貞観元年の奉幣を先に挙げたが、同じく神階授与においても、同年正月二十七日に京畿七道の諸神二六七社を対象として進階と新叙がなされ、摂津では従三位勳八等広田神が正三位に、正五位上勳八等生田神、従五位下勳八等長田神が摂津の垂水神、大依羅神などと並んで従四位下に叙された。

これ以前、摂津の神社では、住吉社への神階授与がもっとも早く、昇叙においても優越しているが、嘉祥三年（八五〇）に広田神へ従五位下を授与された例も早い。この間、広田神は従五位下から従三位勳八等に昇叙されていたのが、今回さらに昇って正三位に、生田神、長田神への新叙の個別記録はないものの既述の神階に進んでいたのが、貞観元年にそれぞれ昇叙したことになる。これ以前、嘉祥三年から四年にかけて、天下の大小諸神に対して官社、非官社の別なく有位の諸神には一階の増位、無位の諸神には一律に六位に叙す政策が採られている。その中で名神大社は優遇されるところから、市域の生田、長田も昇叙に預かっていたものと考えられる。

貞観元年正月の叙位では神祇官八神である神産日神、高御産日神が無位から従一位に叙されており、さらに直後の二月一日には伊勢神宮及び五畿七道諸神へ清和新帝の即位を告げる班幣が行われ、同時に従一位に叙されたばかりの神産日神、高御産日神などが正一位に昇叙されている。このことから今回の大量の神階授与は新帝即位を神々に報告することにもなうものであったことがわかる。

撰津の諸 貞観十（八六八）年七月八日に撰津・播磨地方で大地震が起こり、播磨では建物の多数が倒壊社の昇叙 したという。その余震がその後も続いたらしく、同年十二月十六日に広田神、生田神にそれぞれ

従一位、従三位が叙されたのは、震災害除去と天下平安を願ったことであつた。閏十二月十日に広田・生田両社へ遣使・奉幣が行われ、その告文に次のようにある。

広田大神を尊んできたところが、大地震の後も撰津国では小地震がやまず、その原因を求めると、これは大神の怒りのゆえであつた。先に大神に位階を上げ奉り、今も将来も天下平安と天皇・朝廷を堅く守護されんことを願い、かつこれ以前八月に祈願した風雨・日照りの害のなからんこと、五穀豊穡の祈願をかなえてくれたことに対して幣帛を献上する。

というものである（生田神社に対しても同文）。今回、広田・生田両神に特に神階と幣帛が奉られたのは、この地方を襲つた震災の不安を除去することと、両神が、天皇・朝廷の守護という国家的重大事にかかわる神として位置づけられていたことの一端を示すものといえよう。

十世紀に入ると、新羅賊追捕の祈願などの国家的重大事に際する臨時奉幣が特定神社に固定化するようになり、神功皇后伝説にかかわり深い住吉、広田社などが、凶賊追伐に靈験ある神として崇敬を集め、神戸市域周辺でも、広田、長田社などの神威が上昇していった様子がみとれる。

第二節 仏教信仰の展開

1 仏教の伝来と氏寺の造営

仏教を通じた 五三八年（『上宮聖徳法王帝説』『元興寺縁起』）もしくは五五二年（『日本書紀』）に、仏像や秩序の形成 經典が百済の聖明王（せいめい）から欽明天皇へ献上され、日本列島へ公式に仏教が伝えられた。仏教

は、当初は朝鮮半島から日本へ渡来してきた人や、その人達と密接な関係にあった一部の氏族が崇拜しているに過ぎなかった。それ故に、この時の寺院は、氏寺や私寺としての性格が強かった。

仏教信仰の受け入れ方が、朝廷内の争いと結びつき、崇仏を唱える蘇我派と廢仏を唱える物部派は、激しく対立した。その後、蘇我氏が物部氏を討ち滅ぼし、蘇我馬子と厩戸皇子による政治が始まると、仏教は「君―臣―民」の秩序を作り出す支柱として重視されていった。

その後、推古天皇二年（五九四）に、仏・法・僧を敬うことを述べた詔が出されると、臣や連など都の近くに住んでいた有力者は、「君親之恩」のため競って寺を造営した。そして、三〇年後には、寺院や出家の経緯をまとめた帳簿が作成された。そこには四六の寺院と一三八五人の僧尼が記されていた。

推古天皇の時代を中心に、大化元年（六四五）以前に造営された寺院は、飛鳥寺院と総称される。飛鳥寺院は、主に有力な王族や氏族が祖先の追善供養や一族の繁栄祈願を行う氏寺として、都の周辺で造営したものであった。現時点では神戸市内や兵庫県内に飛鳥寺院があった痕跡はない。

それに対して、天武天皇の時代を中心に、大化元年から和銅三年（七一〇）頃に造営された寺院は白鳳寺院と総称される。白鳳寺院は、神戸市域の周辺で三カ所、県内で二七カ所、関東から九州中部までの広い範囲で四九六カ所も見つかっている。

白鳳寺院は、地域の有力者が葬られた古墳の近くにあることが多い。これは、両者を作った主体が共通しており、寺院と古墳の造営が、地域社会のなかで同じような役割を担っていたことを示している。各地の有力者は、寺院を造営することで政府との関係を強めるとともに、揺らぎつつあった一族や地域社会の統率力を強化しようとしていたのである。

大化元年（六四五）には、寺ごとに僧尼や田畑の数を調査し、天皇から伴造にいたるまで寺の造営で困っている人を援助することにした。翌年には、登録台帳からもれている寺院に対して、経済的な基盤として田や山を施入した。そして天武天皇十四年（六八五）には、全国の家で仏舎を作り、仏像や経典を安置し、礼拝供養することが命じられた。このように、七世紀の後半の政府は、各地で寺院が造営されることを積極的

に奨励していた。その成果もあり、持統天皇六年（六九二）の時点では、五四五の寺院が全国で造営された（『扶桑略記』）。

第二節 仏教信仰の展開

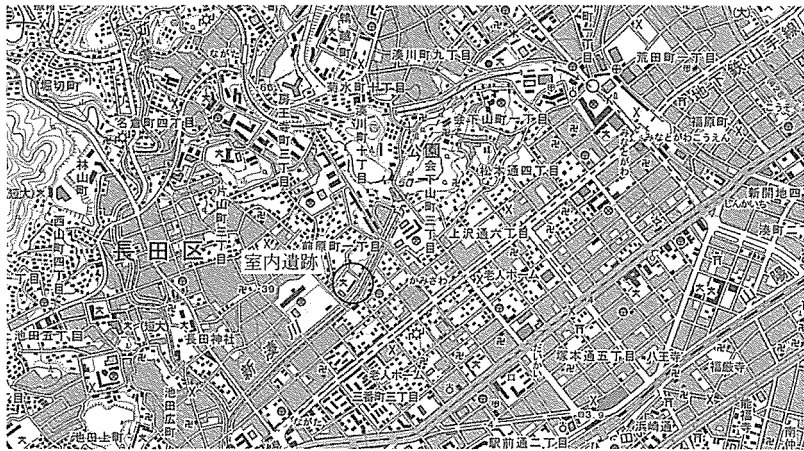


図19 室内遺跡の周辺
(国土地理院発行二万五千分一地形図 神戸首部を基に作成)

神戸地域の
白鳳寺院
神戸地域が属している摂津国の菟原郡・八
部郡・有馬郡と播磨国の明石郡・美囊郡に
は、次のような三つの白鳳寺院があった。室内遺跡(長田
区前原町)は、旧瀬川が平野部に流れ出る東側の丘陵に
ある(図19)。ここには、かつて房王寺という寺院があつた
ので、房王寺遺跡や房王寺跡とも呼ばれる。川原寺と同じ
文様が施された白鳳時代の瓦が見つかったとされている。
その他にも、山田寺と同じ文様が施された奈良時代前期の
瓦が見つかっている。

天平十九年(七四七)に、寺の由来と財産を僧綱に報告
した「法隆寺伽藍縁起并流記資財帳」(以下「法隆寺資財
帳」と表記する)によると、室内遺跡の周辺は凡河内寺山
と記されている。この寺は凡河内直が本拠地に造営した
氏寺であったと推定されている。この廃寺で見つかった瓦
は、猪名川流域や大阪市域のもの比べると、文様の固定
化や簡略化が見られるとともに、使用時期が遅れることか
ら、寺院を建立する頃には凡河内直の勢力も低下していた



写真13 室内遺跡から出土した瓦
（『西撰大観』上巻より転載）

沢遺跡に雄伴郡（評）の郡家が作られると、しだいに官寺として位置づけられ、郡寺になったと推定している。

芦屋廃寺（芦屋市西山町・西芦屋町）は、芦屋川が平野部に流れ出た西側にある。この地域を含め芦屋市から西宮市にかけては、芦屋漢人・芦屋倉人・芦屋村主・芦屋君など多くの渡来人が住んでいた。この廃寺は、これらの渡来人が結束力を高めるため造営したと考えられている。廃寺の周辺には、「大領」「少領」と記された墨書土器が見つかった寺田遺跡や、白雉三年（六五二）を示す「壬子年」と記された木簡が見つかった三条九ノ坪遺跡がある。

と想定されている（『兵庫県史』第一巻）。

それに対して、『続日本後紀』の矢田部聡耳や『新撰姓氏録』の韓矢田部造などの動向から、この地域では、渡来人なども統率していた矢田部一族の勢力が増大していったと考えられる。そして、廃寺の周辺には、雄伴（八部）郡の郡家との関連が指摘されている上沢遺跡や長田神社がある。室内遺跡と上沢遺跡をめぐっては、両者一体のものと思われ、寺院跡もしくは雄伴（八部）郡の郡家跡とする説と、二つの遺跡を別のものと見なし、上沢遺跡を郡家跡、室内遺跡を郡家に付随する寺跡とする説がある。後者の説では、凡河内直は、当初、室内遺跡に氏寺を造営したが、上

そのため菟原郡の郡家は、当初ここにあり、その後、東灘区御影町郡家付近に移動したという見解もある。また、廃寺の瓦が法隆寺と同じ文様であり、建物配置が法隆寺と密接な関係にあった法起寺と同じであったと想定されること、「法隆寺資財帳」に、「法隆寺の莊園が菟原郡にあったと記されていることから、この廃寺は法隆寺と関係していたと考えられる。

太寺廃寺（明石市太寺）は、明石川河口の東側にある。高家寺の境内には今でもこの廃寺の土壇と礎石が残り、平安時代初頭の瓦が散らばっている。廃寺の建物配置は、法起寺と同じであった可能性が指摘されている。造営された時には、大官大寺と同じ文様が施され七世紀の末期から八世紀の初頭に作られた瓦が使われていた。その後、平城宮、播磨国の役所（古大内式・毘沙門式）、西条廃寺（加古川市西条山手）と同じ文様の瓦で補修されている。そして、太寺廃寺と西条廃寺の瓦は同じ範で作られている。

廃寺の近くには明石郡の郡家や駅家があったと想定されている。また、その近くからは、渡来人の住居とも言われている大壁作りの建物跡も見つかっている。これらのことから、この廃寺は、明石郡の大領を務めるような有力者、もしくは駅家の設置や交通の要衝という条件下で発達した集落の人々が造営したと考えられている。

このように、神戸市域とその周辺の白鳳寺院は、（室内遺跡は不明な点もあるが）渡来人や法隆寺と関係しながら、それぞれの地域の中心地や有力な氏族の居住地の近くに造営され、その後、菟原郡・八部郡・明石郡の郡家が近くに建設された。芦屋廃寺や太寺廃寺は、室内遺跡と同じように、氏寺として造営された後、官寺として位置づけられ、2項で述べるような定額寺や郡寺になったかもしれない。

神戸市域周辺の奈良寺院

奈良時代に造営された寺院は、奈良寺院と総称される。奈良寺院は、白鳳寺院と比べ、どのような意図で造営されたのか不明な部分も多い。その中で、神戸市域とその周辺では二カ所、県内では二七カ所、見つかっていると言われていた『県史』。しかし、この中で長坂寺廃寺は、その後の調査や研究などで、寺院ではなく（邑美）駅家と推定されている。したがって、今のところ神戸市域とその周辺における奈良寺院は、後述のように金心寺跡廃寺だけとなっている。

白鳳時代と奈良時代を含めた古代寺院の総数は、播磨国（南部に集中）の場合、大和・河内・近江・山城に次いで五番目に多い。それに対して、神戸市域は、都に近いにも関わらず少ない。これは、神戸市域を本拠地にしていた有力者が、早くから都へ移住して下級貴族となり、出身地に寺院を建立する必要がなかったからだと言われている。このような寺院の分布は、神戸市域にいた有力者や渡来人のあり方を考えていく上で、重要となる。

金心寺跡廃寺（三田市屋敷町）は、武庫川の中流の南西側にある。ここには、明治時代に入る頃まで、金心寺と呼ばれる寺院があった。その境内からは、八世紀の後半に作られた瓦が見つかっている。その文様は、藤原宮の瓦に使われていたものが退化している。この廃寺はその頃に造営されたと推定されている。

『日本三代実録』の貞観五年（八六三）八月や元慶四年（八八〇）十月などから、この廃寺は、摂津国河辺郡を本拠地にして川原公（始祖は宣化天皇の皇子である火焰皇子）、もしくは、若湯坐連（始祖は物部系の胆杵磯丹杵穗入命）が、奈良時代の後半に武庫川をさかのぼって有馬郡へ進出し、その一族の結束力を高めるために造営したと考えられている（『県史』、『伊丹市史』）。不明な点が多いが、猪名川の下流を本拠地にしてい

た氏族の枝族が有馬郡にも居住し、この地域の中心地であった三田市狭間が丘の丘陵の北側に突然奈良寺院を造営した可能性が高いと言える。

2 護国思想の進展と官寺の経済活動

官寺と私寺 政府は、仏教の伝来以降、全国で寺院が造営されるのを推進してきた。しかしその一方で、の区別化 八世紀の後葉には官寺と私寺を区別し、寺院との関わり方を改めようとしていた。官寺とは、

政府から各種の統制や待遇を受けた寺院のことである。大寺・国分寺・定額寺・郡寺に大別され、律令体制の崩壊とともに衰退していった。官寺では、鎮護国家（仏教の興隆によって国家を鎮め護る）の思想にもとづき、法華経・金光明経・仁王般若経などが読経され、各種の仏教行事が行われた。

天武天皇八年（六七九）には、各地の寺院の名前を定めるとともに、寺院の由緒などを調査し、経済的な基盤として与えられていた食封の加増や減除を行った。翌年には、国の大寺である二・三カ寺を除いて、寺院を優遇することを止め、食封は与えてから三十年たつと返還させることにした。

一方、天武天皇五年には、諸国に使者が派遣され、金光明経と仁王経の講説が行われた。その後は各地で両経の講説が行われるようになった。そして、持統天皇八年（六九四）には、諸国の官物を財源とし、毎年定期的な読経される体制が創出された。この頃の仏教は、国家を護ってくれるものとしてしだいに重視されていった。それ故に、仏事を厳密に行う官寺と、氏寺としての側面が強い私寺を区別し、しかるべき寺院で

は定期的に護国の法会を行わせる必要が生じていた。このような位置づけをなされ、全国で造営されたのが国分寺（国分僧寺・国分尼寺）であった。

国分寺が八世紀の中葉に造営されるまで、どこの寺院でどのように護国の法会が行われていたのか不明である。氏寺として造営された白鳳寺院のなかには、適宜国家的な仏教行事を實踐する所があったのかもしれない。このような機能を担った寺院は、後に定額寺や郡寺と呼ばれ、国分寺が焼失した時にはその役割を担うこともあった。

定額寺の 定額寺とは、各地の有力者が一族の繁栄や地域社会の安寧を祈るために私的に造営した寺院に、

運営 公的な機能を付け加えたものである。定額寺という名称の由来や定義については、国家がある

定数のもとで公認した寺院とする説や、国家が寺の名前を認定し、山門に掲げる額がくを与えた寺院とする説などがある。いずれにしても、定額寺の総数や実態など不明な点が多い。

天平勝宝元年（七四九）には、定額寺を含め官寺が所有できる墾田の数を定めた。これは、定額寺という語句が最初に見える史料でもある。その後、延暦元年から正暦元年（七八二〜九九〇、特に八二四以降）にかけて、各地の寺院が申請して定額寺になる史料が増えていく。

しかし、九世紀の初頭には、檀家が定額寺の田地・銭・牛馬などを私的に使ったり、都にいる貴族などが、檀家や寺務を行う人を追放して自分の寺としたり、檀家以外の人が貴族などの力を借りて檀家に紛れ込み定額寺の田地などを売買していることが問題となっていた。特に畿内とその周辺では、貴族などが盛んに活動していた。そこで延暦二十四年（八〇五）と翌年には、貴族などが定額寺の檀家や寺務に関わったり、檀家

が定額寺の資財を私的に使ったりすることが禁止された（『類聚三代格』）。

神戸市域とその周辺にあった室内遺跡・芦屋廃寺・太寺廃寺・金心寺跡廃寺のなかには、氏寺として造営された後に公的な役割が付け加えられて定額寺や郡寺となったり、このような私的な経済活動に巻き込まれたりするものがあつたかもしれない。本来の仏教信仰が地域社会に定着していない時に造営された古代寺院の多くは、運営主体の没落や律令体制の終わりとともに衰退していった。

全国へ進出し 政府は、仏教の伝来以降、檀家による寺院の造営と運営を奨励してきた。しかし、靈龜二年（七二六）にはそれまでの態度を改め、寺院を統合して財産目録を政府に提出させた。ていく大寺

そして、今後は檀家だけでなく国司・国師・僧侶が寺院の造営と運営に関与し、寺院の財物や田園から支出する時には、檀家と国司・国師・僧侶が合意して行うことにした。

寺院の統合政策は、養老五年（七二二）にも行われた。しかし、天平七年には撤回され、その後は官寺（特に大寺と呼ばれる大寺院）を優遇する政策がとられた。統合政策の撤回と大寺の優遇措置は、天平年間に発生した疫病の流行や、天平九年以降に国分寺の建立など積極的な仏教政策へ転換していったことと関係していた。大寺とは、政府が中心となって造営や維持をしていた大寺院のことである。大寺では、国家を安寧に導くための仏教行事がもっぱら行われ、その経済的な基盤として食封や田地が施入された。

施入された田地は、神社の田地と同じように、六年ごとの班田収授が行われなかった（『令集解』田令二十一・二十六条）。しかし、寺田は売却を認められている点や、田地が増減しても没収や加増されない点は神田と異なっていた。寺院への寄進は、土地や家屋などの不動産は禁止され、奴婢・牛馬・兵器などの動産は認

められていた。しかし、寺院は、法の編目をかいくぐり、土地や家屋の取得を行っていたので、天平十八年（七四六）、延暦二年（七八三）、同十四年など何度も禁止された。

そして、八世紀の初頭には、諸寺が競って多くの田野を占拠し、そこに粗末なお堂を建て、官寺の認定と寺田の施入を政府に要求したり、寺が完成しても常駐する僧尼はなく、檀家を養うために寺田が使われたりしていた（『続日本紀』）。

そこで、和銅六年（七二三）には、寺院が所有できる田野の面積を設定した。その後、一般の農民に支給される口分田の不足や荒廃を防ぐため、養老七年（七三三）の三世一身法、天平十五年（七四三）の墾田永年私財法などが施行された。このように、開墾した田地の所有を公認していくなかで、一部の官寺だけは、天平宝元年（七四九）に、所有できる墾田の面積の上限が決められた。それによると、貴族や百姓とは、比較にならないほど広いものであった。さらに、天平神護元年（七六五）から宝龜三年（七七二）にかけて、墾田の開発が禁止されていた時も、寺院の墾田は例外として認められていた。これは、当時、道鏡が政治を主導しており、寺院を優遇していたからである。

官寺（特に大寺）の中には、国家的な仏教政策のなかで、全国に設置された食封や田地を拠点としながら莊園を形成し、権門勢家へと発展していくものもあった。このなかで、神戸市域の周辺では、法隆寺の莊園が菟原宇治郷・雄伴宇治郷や明石郡・武庫郡・河辺郡に置かれ、東大寺の莊園が明石郡垂水郷や河辺郡に設置されていた。これらの地域の人々は、大寺の経済活動に巻き込まれたり主体的に関わったりしながら、強権化していく大寺との個人的な関係を築いていった。

3 大寺の荘園と権門の成立

法隆寺の明石・宇治荘 「法隆寺資財帳」によると、法隆寺は推古天皇十五年（六〇七）に造営され、天智天皇九年（六七〇）にすべての建物が炎上した。その後再建され、和銅四年（七一）頃ほぼ現在の姿

になった。その財源として多くの領地が瀬戸内海の沿岸地域を中心に与えられた。そのなかで、天平十九年（七四七）には、菟原郡に水田三一町六段二八八歩と池一カ所、雄伴郡に山林一カ所と荘二カ所、明石郡・河辺郡・武庫郡にそれぞれ荘一カ所を所有していた。

法隆寺の所有地は、(a)田地を中心としてその周辺に藪地・山林・池・荘（倉・屋）などを所有している場合と、(b)荘だけを所有している場合に大別される。

明石・河辺・武庫郡にあった荘は(b)型であった。それぞれの荘には、稲などを収納する倉と屋が、それぞれ一棟から三棟建てられていた。水上交通に適した所にあった(b)型の荘園は、海運の中継地としての役割も担っていた。また、賀古郡や揖保郡にあった荘は、聖徳太子に関する伝承を残している鶴林寺や斑鳩寺の付近にあったこと、長坂寺遺跡（かつては奈良寺院、現在は仮称「邑美駅家」と推定されている）の周辺にも、聖徳太子に関する伝承があることから、明石郡の荘は長坂寺廃寺の付近にあったと推定されている。この廃寺の近くには魚住泊うづみのみとまりがあり、明石荘は、賀古荘や揖保荘から法隆寺に向けて物を運ぶ時に重要な役割を担っていたのかもしれない。

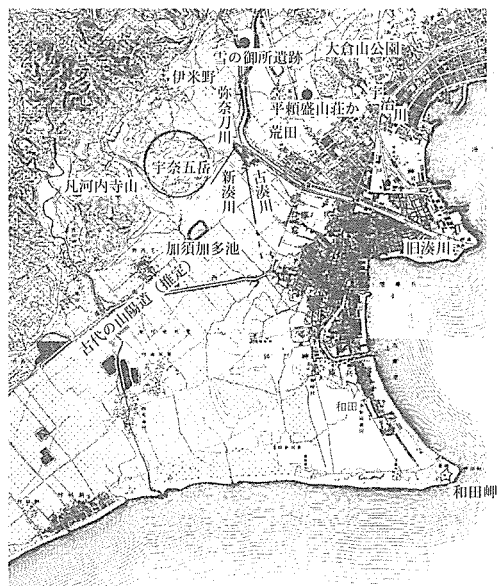


図20 法隆寺領宇治荘の周辺

『神戸市須磨区大田町遺跡発掘調査報告書』（兵庫県教育委員会、1993年）の第24図を基に一部加筆して作成

それに対して、菟原郡と雄伴郡にあった水田・池・山林・荘は、お互いに宇治郷と呼ばれる近接した所にある(a)型の荘園であった。あるいはすべてを一体のものとし、宇治郷と総称されていたのかもしれない。(a)型の荘園では、田地を周辺の農民に貸し与え、賃租料として収穫物の二割を徴収したり、近くにあった田畑や山川藪沢などから得られた物品を法隆寺に運んだり、積極的な経済活動を行っていた。

八・九世紀の荘園は基本的に直接経営だった。

たので、随時法隆寺から使者が派遣されていたと思われる。しかし、法隆寺式の寺院を造営した一族などが、現地の管理人的な役割をになつてきたのかもしれない。八世紀の後半になると、課税を逃れるため、浮浪人となった農民が労働力として荘園に取り込まれ、荘園の経営者の権威によって政府からの搜索や徴税を免れる事態も発生してきた。

雄伴郡宇治郷にあったと記されている山林は、「宇奈五岳」と呼ばれ、長田神社の東側にある会下山付近のことであった(図20)。「法隆寺資財帳」によると、その範囲は、東端が「弥奈刀川」、西端が「凡河内寺

山、南端が「加須加多池」、北端が「伊米野」であった。

「弥奈刀川」とは、会下山の東側を流れていた古湊川のことである。湊川は、大輪田の港に流れ込む川という意味であり、「古湊川↓旧湊川↓新湊川」の順番に流路が変更された。「凡河内寺山」とは会下山の西側に立地していた寺院（室内遺跡）があった山のこと、「伊米野」とは兵庫区夢野のこと、「加須加多池」とは、会下山の南側にある皿池もしくは古湊川が会下山の突端で流れを変える地点の西側にあったと推定されている池のことである。

そして、菟原郡（宇治郷）にあったと記されている水田や池は、その対岸にあったと考えられている。そこは、八世紀の初頭に設置されていた荒田郡の中心地でもあった。その東側には、大倉山をはさんで宇治川が南流し、宇治川の中流には矢部やべという地名が残されている。

以上より、宇治川の東岸から古湊川の西岸の辺りは、次のような変遷をたどったと考えられる。まず四・五世紀頃には、宇治部（宇遲部・菟道部・氏部）や矢田部（八田部・矢部・八部）が設置され、いろいろな一族の盛衰のなかで、物部連が関与するようになった。六世紀の後葉に物部連が滅亡すると、古湊川の周辺は法隆寺に施入され、(a)型の荘園へと発展していった。

それとともに、八世紀の初頭に荒田郡が設置され、宇治郷となった。そして、八世紀の中頃に荒田郡は消滅し、宇治郷は二つに分割され、古湊川の東側は菟原郡宇治郷、西側は雄伴郡宇治郷になった。その後、八世紀の後半から九世紀の前葉のどこかで、六甲山地の南部がすべて菟原郡となると、二つの宇治郷は一つにまとめられて菟原郡宇治郷になり、天長九年（八三三）に八部郡が新設されると、八部郡宇治郷になった。

宇治荘の荒廢と

宇治郷の周辺が上記のような変遷をとげるなか、宇治荘が八世紀の中頃以降どうなった

石重名の成立

か不明である。一般的には、九世紀から十世紀の初め頃にかけて、古代国家を支えてい

た大寺や貴族の政治的な地位が変化し、荘園はいったん荒廢していくと言われている。

その後、荘園の周辺にいた有力な農民や、中央とのつながりを持っていた中・下級の貴族などは、荒廢した荘園を開墾し独立した経営を行うようになった。そして、都と地元の両方で活動し人脈を築いていった有力者は、十一世紀以降開墾を請け負い私領を拡大していった。

そして、十一世紀後半から十二世紀後半に、院政の進展や源平の争乱によって社会が大きく変動するなか、在地領主化していった。それにともない、私領の寄進が鳥羽上皇の院政期（大治四年～保元元年（一一二九～五六））を中心に盛んに行われ、中世へと続いていく荘園が形成されていった。

こうしたなかで、摂津国司は、長治二年（一一〇五）年から嘉承二年（一一〇七）にかけて、八部郡司などに対して、橘経遠が宇治村に所有していた「石重名」の田畑三〇町に関する立券を命じている（『平安遺文』補三一・三七・三八、以下、『平遣』と略記）。橘経遠とは、墾田などを基に私領を拡大していった上記の有力者層が発展したものであった。一方、石重とは、墾田などを基に自営化していった上記の農民層の系譜を引くものであり、石重名とは、荘園や国衙領（国司が支配する領地）のなかで、石重という人名がつけられた「名」（徴税の単位）のことであった。

「名」は、地域や時代によって性格が異なり、その解釈をめぐる諸説が提示されている。しかし、一般的には、土地の所有者ではなく、徴税の責任者（負名）を示していると言われている。「名」という語句が

初めて史料に見えるのは、貞観元年（八五九）の元興寺領近江国依智荘検田帳である（『平遣』二二八）。その後「名」は形骸化しながらも、中世を通して支配の単位となっていた。

輪田荘の 石重名の田畑は、嘉承二年（二一〇七）に藤原宗通（右大臣をつとめた俊家の子、道長の曾孫）の

成立 荘園として公認され、臨時雑役と呼ばれる税が免除された。宗通は白河院の別当となり、「天下の権威傍若無人」（『中右記』）と評せられていたが、保安元年（二二二〇）に死亡した。

その娘であった宗子が、久安四年（二一四八）に最勝金剛院を造営すると、夫の藤原忠通（摂政・関白・太政大臣、一一五六年の保元の乱に勝利）は、石重名を正子内親王家の輪田荘とともに、その荘園として設定した（第七章第二節2項を参照）。

その後、輪田荘は、忠通の子の兼実に始まる九条家が領有することになった。その一方で、応保二年（一一六二）には、平清盛によって八部郡内の荘園が調査され、治承四年（一一八〇）年には福原への遷都が計画された。

宇治川と古湊川の辺りは（兵庫区雪御所町周辺）、安徳天皇の内裏となった清盛の別邸なども建てられた（第六章第一節参照）。このように、宇治荘周辺の地域社会は、古代を通して大きく変容し、摂関家や平氏など法隆寺以外との結びつきを強めていったのである。

東大寺の 東大寺は、大和国の国分僧寺であるとともに、全国の国分僧寺を総括する寺院として、天平十垂水荘 七年（七四五）に造営が開始された。その財源として多くの領地が与えられた。そのなかで製

塩に関する領地として、十世紀の後半には播磨国明石郡垂水村に塩山を三六〇町、同国赤穂郡坂越郷に塩浜

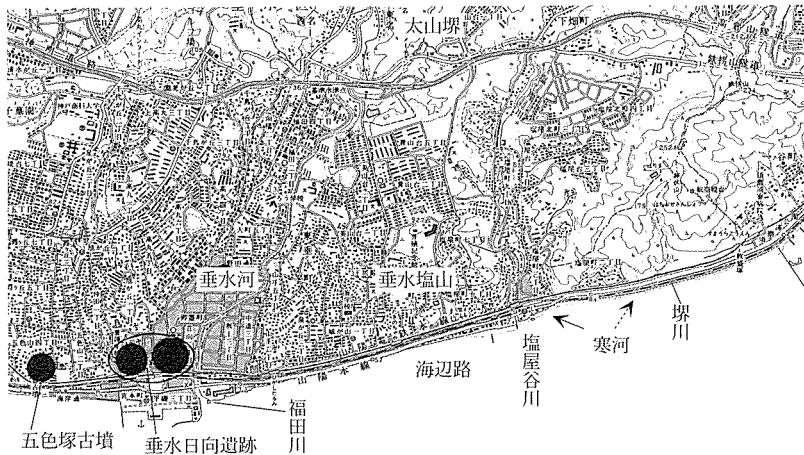


図21 東大寺領垂水荘の周辺

(『神戸市垂水区垂水・日向遺跡－第1・3・4次調査－』の図3を基に一部加筆して作成)

を五〇町九段一七二歩、(塩)山を六〇町、紀伊国海部郡加太村に塩山を二〇〇町を所有していた(『平遺』二五七・三七七・二二五六)。

三六〇町とは四二〇ヘクタール(二キロメートル四方)である。塩浜とは、海水をくみ上げて塩を作る砂浜のこと、塩山とは、製塩する時に大量に必要な薪たきぎを調達する山のことである。

上記のなかで、垂水村の塩山は、『東大寺要録』封戸水田章第八によると、東端が「寒河」、西端が「垂水河」、南端が「海辺路」、北端が「太山塚」と記されており、天平二十年に聖武天皇によって施入されたものであった(図21)。大治五年(一一三〇)の史料では若干面積や表記が異なっているが、基本的には八世紀の中頃から十二世紀の前葉までほぼ同じ範囲であった(『平遺』二二五六)。

垂水や赤穂には、塩屋という地名があり、塩山はそこにあったと想定されている。この推定が妥当であるならば、西端の「垂水河」は、垂水区塩屋町との位置関係や

塩山の面積などから、福田川の可能性が高い。東端の「寒河」とは、福田川から約二キロメートル離れた塩屋谷川か、約三キロメートル離れた堺川となる。南端の「海辺路」とは、現在の国道二号線と同じように、海際を通過していた道路のことである。これを古代の山陽道と見なす説もある。北端の「太山塚」は、太山寺（西区伊川谷町）との関連が想定されているが、塩山の北限が伊川上流までのびていたのか不明である。いずれにしても南に流れる塩屋谷川（もしくは境川）や福田川、西南に流れる伊川、東南に流れる妙法寺川の分水界となっている山林を範囲としていたのであろう。

仁平三年（一一五三）の「播磨国東大寺領荘々文書目録」には、垂水荘に関する文書として、「承和一二二年塩山治田寺牒国司」「宝字八年僧賢惠永地雜物施入帳」「同年施入庄民請文」などが列記されている（『平遣』二七八八）。ここから垂水荘は、八世紀の中葉から九世紀の中葉にかけて、土地や物品などの施入を受けたり開発を行ったりしながら、荘民と呼ばれる人々や財源にする田地を管理していたことがわかる。

福田川の西側と天神川の東側に広がる垂水日ひょうが向遺跡（垂水区日向付近）は、この垂水荘と関係していたと言われている。しかし、製塩を活発に行っていたことを示す資料は現時点で見つかっていない。八世紀の後半以降、東大寺の製塩作業の中心は赤穂荘になっていくことから、垂水荘がどのような活動を行っていたのか不明である。

垂水荘の終焉と
 国衙領の成立
 その後、垂水荘は、久安三年（一一四七）に、東大寺の赤穂荘（千種川の河口部）や粟生あぶ野（加古川と東条川の合流部の南側）と交換された（『平遣』二八九九・三二一八・三七〇〇・三八二九）。これによ

り、垂水荘などの三荘は国衙領となり、田地荒野は大部荘として立券された。

国衙領とは、十一世紀の後半以降、領域性を兼ね備えた寄進系の荘園が増加していくのに対し、国の役所や役人が支配している土地であることを明確にするため使われた語句であった。国衙領では、郷・保・別名という行政単位ごとに、郷司・保司・別名領主と呼ばれる現地の人を採用し、毎年、決められた量の税物を納入させる代わりに、私的な開発も認めていた。そのなかで、郷司・保司・別名領主などは、領主として成長していき、中世に入る頃には、武士として活躍する者も現れた。国衙領は、公権を背景とした領主層の成長が大きかったので、荘園に比べて武士が発生してくる温床になりやすかったとも言われている。

垂水荘と大部荘の交換は、大部郷司であった信舜が、所領を寄進したことを起点としながら、東大寺の別当であった寛信（白河院近臣で撰閑家家司もつとめた藤原為房の子）や、播磨の国守であった平忠盛（白河・鳥羽院近臣。清盛の父）など、鳥羽院近臣による東大寺の荘園復興の一環として行われたものであった。

白河院政期（二〇八六～一二二九年）以降は、私領の寄進を起点としながら、荘園領主が知行国主・国司や院近臣などへ働きかけ、広大な領域が寄進地の周辺に設定され、中世的な荘園が形成されていった。このような動きのなかで、十二世紀中頃の東大寺にとっては、各地に散在し、小規模な荘園や塩浜であった垂水荘や赤穂荘よりも、広大な田地荒野であった大部荘の方が、有益であったのかもしれない。

東大寺が、大部荘の荒野を開発していると、播磨の知行国主となった入道前太政大臣藤原忠実（輪田荘の設置にも関わった忠通の父）は、家司の源 顕親を平忠盛の後任の国守とし、再度、垂水・赤穂・粟生荘と大部荘を交換するように命じた。これは、東大寺が、久安三年以降も垂水荘などに関わっていたので、大部

荘を取り上げたとする見解がある。しかし、明確な根拠はなく、知行国主の交代にともない、忠実が院近臣集団を中心に認定された大部荘を取り上げ、国衙領にしたとする見解の方が妥当かもしれない。

その後、保元の乱（一一五六年）で忠実が失脚すると、平清盛が播磨の国守になり、そのなかで東大寺は大部荘を取り戻すため、各種の史料を準備し国司に調停を求めた。しかし、平氏と関係していた歴代の国司は、大部荘を取りあげた上に垂水荘などを返還しなかった。そこで東大寺は朝廷に調停を求めた。

政府は、応保二年（一一六二）に、国守であった藤原邦綱くにつなに対して、大部荘を東大寺領とし事態を収束させるように命令した。しかし邦綱は、藤原忠通に仕えながら各国の受領を歴任し、保元の乱の復興事業に関わりながら昇進を重ね、その後は平氏と結びつきながら権勢を誇るようになった人物であり、朝廷の命令も貫徹されなかった。

大部荘の周辺は、依然として平氏との関係が強い地域（もしくは国衙領）として、垂水荘の周辺も国衙領として支配され続けた。このように、垂水荘周辺の地域社会は、東大寺や撰閑家・平氏・院などの対立や経済活動に巻き込まれながら、古代を通して大きく変容していったのである。

第三節 陸上交通の歴史と展開

1 中央集権的な陸上交通システムの構築

伝馬と駅馬

日本の古代国家は、中央集権的な地域支配を行うため、陸上の交通網や通信網を整備した。都にある政府と全国の役所を結ぶ七道（幹線道路）を建設し、三〇里（約一六キロメートル）ごとに駅家と呼ばれる施設を作り駅馬を配置した。そして、郡家には伝馬を配置した。人や情報は、駅家・郡家ごとに駅馬・伝馬を乗り換えながら伝達された。駅馬や伝馬は、原則として駅鈴や伝符という通行証明を支給された役人が、公務で移動する時だけに使われた。

駅鈴は、大宰府（九州地方の国司を統轄する上級官司）に二〇口、特別な国（三関のある国や陸奥国など）に四口支給され、それ以外の地域では、規模に応じて大國・上国に三口、中国・下国に二口支給された。一方、伝符は、大宰府や按察使（七二七〜七二八に設置された国司の上級官）などの特別な地方官を除いて、諸国には支給されなかった。

『延喜式』に「凡国司は、駅・伝馬に乗らず。ただし、正税・大帳・朝集などの使は、駅馬に乗れ。国司

が新たに国へ向かうは、伝馬に乗れ。それ太宰管内の諸国が府に向かうは、これに准じよ」(雑式不乗伝馬条)と記されている。駅馬と伝馬は、歴史的な意味や成立過程が異なっていた。

駅馬制は、使者が携行している文書を送り届けること(特に緊急時の文書伝達)に重点があった。駅馬は、主に朝集使に任命された国司などが移動する時に使われた。駅使(駅馬の利用者)は、三つめの駅ごとに食料などを支給された。

一方、伝馬制は、唐の伝送馬制をモデルに整備したものであり、使者そのものを送り届けることに重点があった。しかし、その内容は日本と唐で異なっており、伝馬制は日本独自のものであったと言える。伝馬は、主に国司などの地方官が赴任する時に使われた。伝使(伝馬の利用者)には、馬を乗り換える郡家ごとに食料などが支給された。

伝子と駅子

伝子(伝馬丁・伝馬子)とは、課丁(課税対象者)の多い一般の家(公戸)から労働税(雑徭)として徴発され、使者に付き従って伝馬の世話をする男子のことである。伝馬制の労働力としては、この他にも、伝馬長(郡別一人)・駅伝使鋪設丁(郡別四人)・伝使厨人などが、雑徭として徴発されていた(『類聚三代格』弘仁十三年閏九月)。伝馬長は雑徭として徴発され、郡司の下で伝子のとりまとめなどを行っていた。

伝馬制の経費は、当初郡稲(郡衙が管理する特別財源)でまかなわれていた。郡稲は公戸に貸し与えられ、その利息はさまざまな業務の経費にされた。その後、天平六年(七三四)に、特別会計として処理されていた郡稲が正税(国衙が管理する一般財源)に混合されて一本化されると、正税を運用した利息稲から支出さ

れるようになった。

一方、駅子とは、特別に設定された家（駅戸）の課丁のことであり、使者に付き従って駅馬の世話などを行った。駅戸は、通常は耕作などを行い、使者が往来する時に招集された。成人男子（正丁）の場合、一年間に約七〇日働き、その代わりに労働税の一部（徭役／庸・雑徭）が免除される規定になっていた。駅戸のなかで、家族が多く実務の能力がある人は、駅家の責任者（駅長）となった。駅長をしている間は、税の一部（課役／租・庸・調・雑徭）が免除されることになっていた。ただし、租と雑徭は実際に免除されたか不明である。

駅馬制の経費は、当初は駅起田えききでんから収穫した駅起稲でまかなわれていた（『養老令』では、駅田・駅稲と表記）。駅起田は駅家の近くに設定され、駅戸が耕作した。神戸市域を通過していた山陽道の駅起田は四町、それ以外の中路と小路は三町と二町であった。駅起稲は駅戸などに貸し与えられ、その利息が駅馬制の経費として使われた。

その收支決算の報告書（駅起稲帳・駅起稲出挙帳）は、毎年兵部省ひょうぶしょうに送付された。その後、天平十一年（七三九）に、特別会計として処理されていた駅起稲が正税に混合されると、正税の利息稲から支出されるようになった。これを契機として駅起田は廃止され、駅戸は口分田（六歳以上の男女に支給される田地）を耕作するようになった。

朝使による駅馬

・伝馬の利用

天平年間（七二九～四九）の朝使（政府から全国へ派遣された使者の総称）は、重要な任務などが赴任する時は伝馬を、それ以外の朝使が移動する時は駅馬を使用するようになった。

伝馬は、養老令によれば郡ごとに五疋を設置し、『延喜式』によれば七道が通過している郡だけに配置され、畿内・山陽道・南海道には配置されなかった（厩牧令置駅馬条、兵部省式駅伝馬条）。このように両者で異なっている理由については、次のような二つの解釈がある。

一つめは、天平年間の正税帳などから、伝馬は国司が部内を巡行して業務を行う時に利用したものであり、当初はすべての郡に配置された。その後伝馬制が衰退し一部の郡だけになったとする説である。二つめは、民間の馬が雑徭で徴発され部内巡行に使われていること（『統日本紀』和銅五年・『令集解』賦役令雑徭条）、伝馬が諸国に支給されてないことから、伝馬は政府の役人が諸国へ赴く時に利用したものであり、当初から七道が通過している郡だけに配置されたとする説である。

これらの説については判断が難しいが、八世紀の後半には国司の赴任用として伝馬を使うことが定着していたにも関わらず、山陽道では伝馬制を駅馬制に吸収しようとしていたと言える（『類聚三代格』天平宝字八年・神護景雲二年）。

『統日本紀』などによると、新任の国司が神戸市域の駅馬や伝馬を利用する方法は、次のように変遷した。まず神龜三年（七二六）には、国司が畿内以外の国に赴任する方法が定められ、九州地方へ向かう五位以上の高官と、備後より西側へ向かう国司が、山陽道の伝馬を使用することになった。しかし、神護景雲二年（七六八）には、山陽道の伝馬は、移動距離が長く伝馬が疲弊しているため、伝馬を廃止し駅馬で送迎することになった。

また、八世紀の後半には、下記のように駅馬を利用する諸使が増加し、山陽道の駅子も疲弊していった。

そのなかで、延暦五年（七八六）には、駅戸の逃亡が止まらないので駅子の調を免除して欲しいという撰津職の提案にもとづいて、畿内の駅子の調が免除された。これは駅戸の逃亡に対する最初の政策であり、神戸市域にいた駅戸の多くはこの頃に逃亡していったことがわかる。

その後、大同元年（八〇六）には、駅戸が疲弊しているので、山陽道の諸国へ赴任する時には九州地方に準じて海路を使うことになった（『類聚三代格』）。それを受けて、『延喜式』では、山陽道の場合、美作と播磨は、神龜三年と同じ方法で、それ以外は海路で赴任すると規定された（太政官式）。さらに同じ時に、九州地方の五位以上の役人は、交替する時以外の上京が禁止されるとともに、陸路を利用できる九州地方の役人は、大宰府の高官である大弐以上に縮小され、山陽道を陸路で移動することが制限されていった。

2 神戸市域の官道と駅家

芦屋駅・須磨
駅・明石駅 官道は、重要
性に応じて大
路・中路・小路に分けられ、そ
れぞれの駅家には二〇疋・一〇
疋・五疋の駅馬が設置された。
神戸市域の南部を通過している



第三節 陸上交通の歴史と展開

山陽道は唯一の大路であった。山陽道沿いには、都から北部九州に向かって、草野駅一三疋、芦屋駅一二疋、須磨駅一三疋、明石駅三〇疋、賀古駅四〇疋、草上駅三〇疋など、約六〇カ所の駅家に、約一〇〇〇疋の駅馬が設置された。

このなかで、神戸市域とその周辺に設置されたのは芦屋駅・須磨駅・明石駅であった。山陽道の駅家のなかで二〇疋以上の駅馬が設置されたのは、明石駅・賀古駅・草上駅だけであった。深江北町遺跡・大田町遺跡・太寺遺跡は、それぞれ芦屋駅・須磨駅・明石駅との関連性が指摘されている。しかし、駅家と断定するほどの遺構は、まだ見つかっていない。



図22 芦屋駅から須磨駅への山陽道推定ルート

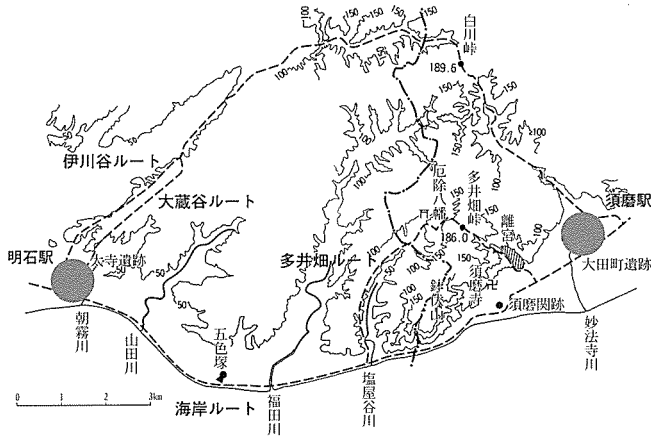


図23 須磨駅から明石駅への山陽道推定ルート

『神戸市須磨区大田町遺跡発掘調査報告書』（兵庫県教育委員会、1993年）の第25図を基に一部加筆して作成

須磨駅から明石駅へのルートは、主に二つの説がある（図23）。
 須磨駅から明石駅へのルートは、菟原郡内では二つの説がある。しかし、中央区脇浜を通過した後は同じルートとなっている（図22）。これに対して須磨駅から明石駅へのル

一つめは、須磨の浦に向かって直進し、海岸を通過して明石川の河口に出る「海岸ルート」である。中世以降の山陽道（西国街道）は主にこのルートであった。二つめは、妙法寺川沿いにさかのぼり、須磨区の白川峠を越えて伊川を下り、明石川の河口に出る「伊川谷ルート」である。

これは、「荒磯越す 波を恐み 淡路島 見ずや過ぎなむ こだ近きを（岩礁性の海岸に押し寄せせる波が怖いので、淡路島を見ないで通り過してしまふのか。こんなに近い所を通っているのに）」『万葉集』巻七一一八〇）という歌に示されているように、須磨区から垂水区（特に鉢伏山の南側）にかけては、道が波にあらわれ通行が困難であったという想定にもとづいている。

海岸ルートのなかには、鉢伏山の南側を通らないで、

第三節 陸上交通の歴史と展開

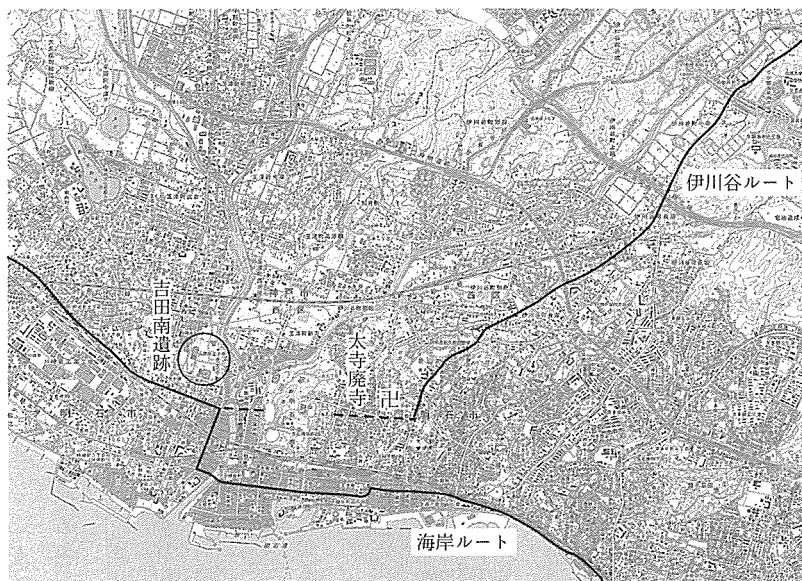


図24 明石以西の山陽道推定ルート
（『吉田南遺跡（足田地区）・北王子遺跡』の第3図を基に一部加筆して作成）

北側の多井畑峠を越え、塩屋谷川沿いに下った後、海岸を進む「多井畑ルート」や、波が高く通れない時だけ伊川谷ルートや多井畑ルートを通ったという説もある。また、伊川谷ルートのなかには、伊川の中流で朝霧川に抜け、大蔵谷と呼ばれる川筋を下ってくる「大蔵谷ルート」もある。須磨駅と明石駅があったと推定されている地域の距離は、上記のいずれのルートを通過したとしても一三〜一七キロメートルであり、通常の駅間距離よりも短かった。

十三世紀の前半に原形が成立したと推定されている『平家物語』巻九には、「としごろ人もかよはぬ田井の畑といふふる道をへて、一の谷の浪うちぎはへぞ出たりける」と記されている。多井畑ルートは、少なくとも平安時代の終わりから鎌倉時代の初め頃に「古道」

と呼ばれ、ほとんど使われていなかったようである。また、垂水荘の南側の境界は「海辺路」と記されており、これを山陽道と見なす説と見なさない説がある。

明石駅付近のルートは、海岸ルートによると、国道二五〇線に沿いながら西に進み、明石川を越えると明石市西新町の大観橋と嘉永橋の西側で直角に曲がり、国道二号線に沿いながら賀古駅へと向かうことになる(図24)。一方、伊川谷ルートによると、伊川の東岸を通りながら西区の長坂の所まで下ると、伊川から離れて丘陵へと向い、明石市太寺の付近で直角に曲がり、明石公園のなかを西へ進み、嘉永橋の付近で西国街道と一致したルートをとり賀古駅へと向かうことになる。

3 中央集権的な陸上交通システムの崩壊

四度使による
駅馬の利用

毎年、決められた時期に、しやうげいちやう正税帳(収支決算書)・けいざい計帳(課税台帳)・こうもん考文(役人の成績評
価簿)などの書類や税物を携えて上京する使者を四度使と総称した(税帳使・計帳使・朝集

使・貢調使)。国司が任期中に上京するのは、基本的に四度使の時だけであった。このなかで貢調使だけは、多くの運脚(税物を運ぶ人)を引率したり、都までの距離に応じて移動日数が設定されていたり、他の使者とは異なる状況であったので、駅馬を利用できなかった。四度使が神戸地域の駅馬を利用する方法は、次のように変遷した(表11)。

八世紀の当初は、山陽道の安芸・周防・長門国と九州地方から上京する朝集使だけが利用し、それ以外の

表11 山陽道の駅馬を利用できる四度使の変遷

和暦	西暦	内容
8cの当初		安芸・周防・長門国と西海道の朝集使
養老	4～6	720～722 山陽道と西海道の四度使
弘仁	6	815 税帳使と計帳使の上京禁止 雑掌が在京の朝集使へ届ける
	9	818 計帳使が復活
	13	822 大宰府は計帳使の代わりに税帳使を上京

諸国は、自分の国で調達した馬や食料を使って上京していた(養老公式令朝集使条)。しかし養老四年(七二〇)から六年頃には、山陽道と九州地方から上京するすべての国司が駅馬を利用できるようになった(『続日本紀』)。これにより、公文勘検(文書と国司への口頭試問による検査)による政府の地域支配が強化された。

その後、弘仁六年(八一五)には、四度使による公文勘検が機能しなくなるとともに、四度使以外の使者が増加し駅戸が疲弊していた。そこで、税帳使と計帳使の上京が禁止され、雑掌(役所で雑務を行う者)などが都に滞在している朝集使に書類を届けることになった(『類聚三代格』)。しかし、同九年には、この方法では朝集使の負担が大きく、国内業務を行う国司が不足するので、計帳使を復活させた。ただし、大宰府だけは、同十三年に計帳使をやめて税帳使を上京させることになった。

これにより、神戸地域の駅馬は、山陽道から上京してくる朝集使と計帳使、大宰府から上京してくる朝集使と税帳使が利用することになった。その後、天長元年(八二四)には史生(役所に配置された書記官)を朝集使にすることが正式に認められた。そして、貞観十年(八六八)には国司の長官が任期中に一度しか上京できなくなった。これにより、中央集権的な地域支配を支えていた朝集使制は変質し、それぞれの国で多様な地域支配が実施されるようになっていった。

貢御使による

貢調使は、一般財源に当たる税物（調や正税交易物など）を都に運び、民部省で受理され大

驛馬の利用

蔵省などに収納された。それに対して貢御使は、天皇に進上する「珍奇な物」（賈や相摸人

など）を都に運び、民部省以外で受理され、宮内省や衛府・馬寮などに収納された。貢御使が神戸地域の驛馬を利用する方法は、次のように変遷した。

養老賦役令では、土毛条の郡稲を財源とする進上は国造が行い、諸国貢献物条に基づく進上は朝集使が行っていた。しかし、実際には、朝集使からの進上物も郡稲で調達されていた可能性が高く、両者の区別は明確ではなかった。そこで両者は交易雑物として一つにまとめられ、急速に拡大していった。

天平二年（七三〇）には、驛馬や伝馬を利用して、珍奇な物を積極的に進上することが命じられた（『統日本紀』）。これにより貢御使による驛馬利用の頻度と重要性は、他の使者に比べ増大していった。貢御使は、天皇への進上物という名目のもと、驛鈴を支給されていなくても、驛馬を利用していたと想定される。

それに対して、天平宝字元年（七五七）には、あらゆる使者が驛馬を利用するのは間違っており、驛子も疲弊しているので、律令の規定に基づいた驛馬の利用を命じている。これは、驛馬の利用を制限する最初の法令であった。大宰府の貢御使が往来する山陽道の驛子の疲弊は、特に深刻であった。そこで、山陽道の驛馬を利用できる貢御使は、延暦十八年（七九九）から大同元年（八〇六）にかけて、大幅に整理統合された。

まず延暦十八年には、大宰府から上京する貢御使のなかで驛鈴を支給されていない者は、摂津国が食料を支給し、海路で帰郷させることにした。しかしこれでは、乗船するまでに食料がなくなったり、食料が海に投げ出されたりする問題がおきた。そこで翌年には、旧例にもどすとともに、驛鈴を支給されていない貢御

使は、帰郷時に馭馬一疋を利用できるようにした。

そのなかで、大宰府からの貢納物は、この頃から海路で運ばれるようになっていた。大同二年にはこれらの政策で往来者が減ったことにより、山陽道の馭馬の数を減らした。しかしその一方で、九世紀に入ると、相撲すまひのせりえ節会こまびきや駒牽こまひきなど、天皇への貢納と結びついた儀礼が整備されていき、貢御使の重要性はさらに増大していった。そこで承和十二年（八四五）には、鷹と馬を進上する貢御使と四度使を除く使者は、馭馬の利用数が少なくてすむ初位そい以下の郡司の子弟を派遣することにした。

第四節 水上交通の歴史と展開

1 倭王権の発展と海上交通

倭の五王 西撰地域は瀬戸内海と大阪湾に面し、弥生時代からすでに九州地方から東方に伝播する文化の外交 通り道となっていた。『三国志』魏書東夷伝倭人条（いわゆる魏志倭人伝）に、女王国の境界の

尽きる領域として、邪馬台国「以北」（邪馬台国が南方に位置するとする方位観に問題があり、この「以北」は邪馬台国以西の意味と解釈しうる）として挙げられる二一の「国」のなかに、西撰に位置する「国」も含まれた可能性がある。

しかし、日本列島の政治勢力が、西撰地域を海上交通の要衝として本格的に位置づけるようになる時代は、列島の中央権力が、近畿中央を拠点として大陸との外交関係を構築する四、五世紀の交わりになってからであろう。四二一年に南朝・宋に倭王讃が遣使したことが記録されている。いわゆる倭の五王の時代である。これ以前、初期大和王権の発祥地は、箸墓古墳、纏向遺跡に見るように、大和・三輪山麓であったが、やがてその王墓群は、大和川の中下流域にあたる河内地域に築かれるようになる。古市古墳群と百舌鳥古墳群で

ある。

これを、王権の本拠が大和から河内に移動したと見て、大和王権に代わる新政権の成立とみなすのか、それとも単に王墓の移動を中心とした現象とみなすのかで見解は分かれている。いずれにしても大阪湾に面する河内平野が開発されていく画期がもたらされたことと見ることができ、中央権力の大陸との外交は、このような政権の大阪湾岸への進出とともに開始された蓋然性が高い。

住吉大神の

七世紀以前における西撰地域の海上交通を示唆するものに、『古事記』『日本書紀』（以下、記

鎮座伝承

紀）にみえるいわゆる神功皇后伝承がある。神功皇后は仲哀天皇の皇后で、応神天皇の母と

される人物である。仲哀天皇の死後、皇后は神託に従い、応神天皇を胎中に宿したまま朝鮮半島の新羅など「三韓」を征服したとされる。『日本書紀』神功皇后撰政元年二月条（以下、神功紀）によれば、その帰路、皇后は応神の異母兄、鹽坂王・忍熊王の反乱に遭遇することになる。

鹽坂王・忍熊王は、はじめ明石で皇后を迎え討とうとしたが、菟餓野で事の成否を占う祈符をしたところ、鹽坂王が赤い猪に食い殺されるという凶兆が出たので、忍熊王の軍は引き返して住吉に駐屯した。一方、これを知った皇后の船団は、南海をめぐって紀伊水道から難波を直指そうとしたところ、船が進むことができなかった。

そこで武庫の水門に戻って神意を占ったところ、天照大神、稚日女尊、事代主尊、そして表筒男・中筒男・底筒男の住吉三神が託宣するというに、先の三神はそれぞれ広田国、活田長峽国、長田国に、また住吉三神は大津渟中倉長峽に鎮座したいという。そこで、三神をそれぞれ広田国、活田長峽国、長田国に鎮

座させ、これを祭祀するにあたり、山背根子女葉山媛、海上五十狭芽、葉山媛の妹・長媛をそれぞれの祭祀者と定めた。また大津渚中倉長峽に住吉三神が鎮座し「往來船を看」わしたため、皇后の船団は航行が可能となり、結果として反乱を鎮定しえたという。

この説話は、難波、住吉、武庫水門、広田・活田・長田など、摂津の沿岸地域をはじめとした大阪湾岸に関わりが深く、菟野も神戸市内の都賀川流域と考えられる。武庫水門の「水門」とは、海峽を指す用法もあるが、ここでは武庫川の河口部が「みなと(港)」としての機能を有したことによるものと指摘されている。参考になるのは、活田長峽国、大津渚中倉長峽の「長峽」である。

古代における天然の港湾は潟であり、砂や礫からなる砂堆が海岸線に沿って伸びることで外洋から隔てられたところに潟湖(ラグーン)が形成され、港湾として利用された。「長峽」とは、河口に形成された狭く細長い谷のことで、砂堆とラグーンおよびそれに面した段丘がこう呼ばれたものであろう。

住吉三神が鎮座した大津渚中倉長峽こそ天然の良港であり、「大津」つまり王権の港湾にふさわしい場所であった。この住吉社は、神戸市内の本住吉とする説もあるが、ラグーンが発達し天然の良港であった住吉津に臨む現在の住吉大社の地に求められるべきであらう。

大阪湾岸の港

湾と海洋祭祀

神功皇后は息長帯日売命とも呼ばれ、三韓征伐に伴う神功皇后および住吉三神(元來は住吉大神)の伝承は、大阪湾岸・瀬戸内海沿岸に濃厚に分布している。『摂津国風土記』逸

文によれば、神功皇后が筑紫に赴くに際して、神々がこれを護りたすけるために、川辺郡の神前の松原に集まった。その時、能勢郡の美奴売山の神が、その地の杉の木で船を作るよう命じ、この神の船の力で皇后は

新羅を征討することができた。帰還後、その船を神に献上するために留めた浦が美奴売の松原（美奴売の浦）と呼ばれるようになった、という。

この伝承は、美奴売（敏馬）浦で海洋・航海神を祭る敏馬神社の起源を語るものであるが、前掲の住吉大神鎮座伝承と並んで、瀬戸内海から大阪湾岸にかけての海洋祭祀の性質を示すものといえよう（本節2項参照）。

これらの伝承・説話が語る各地の浦、浜、湊・泊は、漁民の生業にともなう漁港としてではなく、それぞれが風待ちや嵐よけの小規模な天然の港湾群として、それらが全体として、大和王権のいわば国家的な港湾として機能していたことを示唆している。それぞれの海の潮流や風向きを熟知した在地の海洋民、およびこれらを統率した諸豪族を束ねていくことが、海洋ルートの掌握のために大きな意味をもったはずである。後述する槁根津日子・椎根津彦を祖とする大和連・海部・海人集団が摂津に居住したことが、まさしく王権による海洋民の配置・編成の結果であると見ることが出来る。

神功皇后の説話に武庫水門、広田・活田・長田などの地名が登場するのは、「広い」「活く」「長い」という単なる美称としてではなく、広田社、活田社、長田社の祭祀が、王権による大阪湾岸の掌握と深く関連していたからだと考えられる。

この説話は、王権が大阪湾岸の諸河口部に形成された諸港湾および河川交通を掌握するために、住吉大神とゆかりの神々を祭祀したことを意味しているものと考えられる。王権が奉祭する住吉大神およびゆかりの神々に対する信仰が瀬戸内各地に分布するのは、王権による共同の海洋祭祀という形で港湾の掌握が行われ

ていったことを想定させる。

ここで注目されるのは、各地の湊・浦の海洋・航海神が神前の松原に集合していることである。神前（神崎）は、現在の神崎川の西岸の尼崎市神崎町と地名は一致する。ほぼ同様の記事は『住吉大社神代記』にも見え、これには神前審神浜さきにわのほまとあり、四至の記載によれば「西を限る、為奈河」とあるので、神前松原・審神浜を現在の豊中市域に充てる考え方もある。

河道変遷を考慮しなければならないが、いずれにしてもラグーンに注ぐ河口の浜辺は、港湾全体の祭祀を行うのにふさわしい場所だったと思われる。敏馬浦の神が、神前の松原に集うように語られることから、この地で各地の港湾の神々を共同で祭祀していた痕跡をうかがわせる。

淀川水系と瀬

戸内海交通

前掲の神功皇后撰政元年二月条の住吉大神鎮座伝承は、西撰地域と淀川水系とのかかわりをも示している。鹽坂王・忍熊王の反乱伝承に登場する忍熊王の名は、京都府との境界近くにある現・奈良市押熊町の地名に由来するとされ、この反乱伝承の背景に、佐紀丘陵の狭城盾列古墳群に関連する勢力と河内の勢力との対抗関係を想定する研究もある。

神功紀の物語の展開の上では、忍熊王は住吉から宇治へ退却し、宇治川の北岸に陣取った神功皇后配下の武内宿祢たけのすくねの精兵と対陣したが、計略によって破れ、さらに逢坂おうさかを越えて琵琶湖岸の瀬田せだの済わたで敗死したとされる。

宇治は、早くから奈良盆地と奈羅山ならやまを越えて結ばれるとともに、南山城と近江を結ぶ交通の要衝とされていた。大化期に宇治橋架橋を伝える金石文があるように、宇治の地は宇治川の渡河点とされた。その北には、

宇治川と桂川の合流地付近に広大な巨椋池こぶきいけが広がり、南山城と北山城を隔てていたが、巨椋池東北岸の六地藏・石田から山科川をさかのぼり逢坂を越えて琵琶湖岸に至るルートは、大和・山城・近江を結ぶ上で重要視されていた。忍熊王がたどった敗走ルートは、まさに大阪湾岸から淀川をさかのぼり、宇治から山科川に入り逢坂山を越えて琵琶湖岸に至っている。

これと類似の淀川水系にまつわる伝承として、『古事記』仁德天皇段における大后石之日売いわのひめ（葛城氏出身の皇后・石媛）が嫉妬する物語を挙げることができる。石之日売が、酒宴に用いる御綱柏みづなかしわを採りに紀伊国へ船で出かけている間に、仁德天皇は八田若郎女やたのわからつめ（八田皇女）と結ばれた。このことを吉備国児嶋こじまの仕丁を介して漏れ聞いた石之日売は恨み怒って、難波宮を避ける形で淀川（山代川）をさかのぼり、奈羅山の辺で故郷の葛城を慕う歌を歌う。さらに筒木つづき（山城国綴喜）の渡来人の私宅に滞在することとなり、迎えに行った仁德天皇と皇后が志都しづの歌を贈答しあうという説話である。

皇后は、紀伊から大阪湾を経て淀川を遡航して木津川に入り、奈良山丘陵から葛城を望む。これは奈良山丘陵の間にはさんで、淀川水系の木津川と奈良盆地に注ぐ大和川支流の諸河川が、陸路・運河を介して連絡されていた内陸河川交通を反映していると思われることができる。後に藤原京造営に際して物資を運ぶための運河が開削されたことが判明している。

先の説話で注目されるのは、吉備国児嶋が登場することである。六世紀後半には、筑紫と難波を結ぶ瀬戸内海交通の拠点として児嶋屯倉が設置されていた。皇后の船が大阪湾と紀伊を行き来する間に、吉備児嶋出身の航海従事者と接触したという説話の展開になっていることは、瀬戸内海と大阪湾・紀淡海峡を結ぶ海上

交通の存在が前提になっているといえよう。紀伊と西摂を結ぶという点で、磐坂王・忍熊王の反乱伝承における神功皇后の航路とも重なるものがある。

大阪湾・紀淡海峡をはさむ播磨から西摂、紀伊にかけては、王権と海上交通とのかかわりをうかがわせる伝承が濃厚に存在する。先に挙げた神功皇后（息長帯日女命、気長足姫尊なども表記される）にまつわる伝承は、『日本書紀』以外にも瀬戸内海周辺の播磨、摂津、伊予などの各風土記関連記事に散見される。

とりわけ『播磨国風土記』の讃容郡中川里条には、当地の苦編首氏の祖先伝承として、神功皇后の朝鮮半島出陣に従軍した際、淡路島の石屋（岩屋）に宿泊した時に、風雨を避ける苦屋を作ったことが氏族の起源として語られている。中川里の住人には、河内（後には和泉）の大鳥郡菟寸（等乃伎）の人と剣を交易した人物の記録も載せられているように、大阪湾をはさんだ播磨・摂津、淡路、和泉・紀伊が、海上交通で結ばれていたことをうかがうことができる。

これに関連するのが、大和国造を名乗る大倭直やまとのあたひ氏の祖・槁根津日子の伝承である。記紀の神武東征伝承中において、亀の背に乗っているところを速吸門はやすいのかどで神武天皇の船団と遭遇し、大和への水先案内人を務めたのが槁根津日子とされる。速吸門は『日本書紀』では豊後水道と読めるが、『古事記』では明石海峡と読むことが可能である。

『国造本紀』では、明石国造は大和国造と同祖とされ、『統日本紀』の神護景雲三年（七六九）条には、菟原郡の倉人水守くらひとのみくもりら一八人と明石郡の海直溝あまのあたみぞなが長ら一九人に対して、前者には大和連を、後者には赤石連の姓を与えたという記事がある。摂津の菟原郡から播磨の明石郡にかけて、槁根津日子を祖と信仰する海部・

海人集団が分布したことを示しており、その前提として、大阪湾をはさむ淡路・摂津地域の海上交通が存在していたといえる。

先に挙げた住吉大神鎮座伝承において、住吉三神を広田・生田・長田の地に祭った祭祀者に注目すると、広田には山背根子の女の葉山媛、生田には海上五十狭芽、長田には葉山媛の妹の長媛の名が伝えられている。広田、長田の祭祀者に充てられたのは、ともに山背根子の女とされている。山背根子の名は、山城地域を拠点とした祖神名にふさわしいものであり、その名は九世紀初頭に編纂された氏族誌である『新撰姓氏録』撰津神別の山直条に天御影命一一世孫として見えている。

『新撰姓氏録』では、皇祖神につき従って降臨したという系譜を有する伴造系氏族を神別として分類しているが、撰津神別の条では、凡河内忌寸、国造（凡河内国造）に続いて山直が記載されている。

天御影命の祖神名は、同じく左京神別下に額田部湯坐連の祖として見える「天津彦根命の子、明立天御影命」と同神と考えられる。天津彦根命は『古事記』の天安河の誓約の段には「凡川内国造、額田部湯坐連、（中略）山代国造、（中略）等の祖なり」とあり、『日本書紀』でも「凡川内直、山代直等の祖なり」と同様の氏族系譜である。こうしたところから『新撰姓氏録』撰津神別の「山直」は「山代直」の誤記ではないかと従来から指摘されており、その蓋然性は高いと思われる。

山背根子―山代直（山城国造）の系譜をたどっていくと、この系統の氏族の一部は天武朝の八色の姓の前後に、凡川内直などと並んで山背直↓山背連↓山背忌寸と改姓したことがわかる。『新撰姓氏録』山城国神別には、「天都比古祢命」（天津彦根命）を祖とする山背忌寸と、火明命系の山代直（未定雑姓・山城国）が

確認できる。撰津国における火明命を祖神とする氏族としては、尾張宿祢と同祖関係を有する津守宿祢、石作連など（撰津神別天孫）が挙げられ、津守氏は住吉社の神職を務める氏族である。

山城国においても、尾張連、石作連、水主直などが火明命系である。とりわけ水主直は、『延喜式』神名帳・山城国久世郡の「水主神社十座（中略）同水主坐天照御魂神、水主坐山背大国魂命神二座、預相嘗祭」とかかわり、山城国の大国魂命神を祀った存在であったと考えられる。

さらに京内を本貫とする火明命系の榎室連は、『新撰姓氏録』では、久世郡水主村を本拠としたことをその奉仕本縁譚として明示する。宇治川右岸の久世郡水主の地は、対岸に巨椋池をはさんで乙訓郡が位置し、当郡には石作郷や羽束郷（はつかし）が所在する。久世と乙訓の地は、前述の山代川を溯上した宇治川、木津川、桂川の三川合流地帯に臨む河川交通の要衝であった。山背根子―山代直（山城国造）の系譜が淀川水系と関連するものとすれば、山城地域の神の末裔に位置づけられる女性祭祀者が、広田の神、長田の神を奉斎する存在として住吉大神鎮座伝承中に登場することも首肯しうるであろう。

凡川内国造（凡河内国造）、額田部湯坐連、山代国造などの諸氏族が天津彦根命を共通の祖としている記紀の系譜は、天照大神と須佐之男（すさのお）が誓約（ちかひ）をする場面で皇祖神・天忍穗耳命（あまのむねみみ）とともに誕生した天穗日命と天津彦根命を関係づける系譜である。これは天穗日命を祖とする出雲国造系の系譜とともに形成されたらしく、大国主命の国譲りに典型であるような出雲勢力による国譲り譚が記紀神話に挿入されて以後形成された比較的新しい系譜であろう。撰津・山城における火明命系を祖神とする氏族系譜は、凡河内国造系以外の淀川水系に關与した諸氏族の系譜関係の残存であると思われる。

2 敏売浦と外交儀礼

特殊な外 古代の神戸・西摂地域では、六甲山から大量の土砂が流れ下り、沿岸部にたくさんの砂洲(砂
交儀礼 堆たい)や砂嘴しが出来ていた。それにより複雑で変化に富む美しい海岸線が続くとともに、いくつ

かのラグーン(干潟)状のミナトがあった。そのなかで当時の神戸地域を代表するミナトが、敏売浦(敏馬・
三犬目・美奴売・汶売・見宿とも)である。現在、灘区の岩屋に「敏馬神社」という社があり、通説ではこの
付近にあったミナトだと考えられている(ただし大輪田泊と同一視する見解もある)。

『万葉集』には、「八千棹やちほしの 神の御代より 百船ももふねの 泊はつる泊とまりと 八島国 百船人の 定めてし 敏馬
の浦は」(巻六一〇六五)と歌われている。当時の船乗りや都人の間で、敏売浦がかなり早くから開けたミ
ナトという認識があったことがわかる。また「島伝ひ 敏馬の埼を 漕こぎ廻まれば」(巻三三三八九)、「敏馬の
埼を 帰るさに ひとりし見れば」(巻三三四四九)という歌もみられ、浦の近くにはかなり目立つ岬があっ
た。さらに鎌倉時代の『万葉集注釈』巻三にみえる『撰津国風土記』の逸文いづぶんと考えられる史料によると、付
近には美しい松林の砂浜があり、ミナト内には北摂地域の能勢郡のせの美奴売山めぬめから遷うつって来た美奴売の神が祭
られていたらしい。

このような敏売浦に関連して注目されるのは、外国使節の一行がだざいふ大宰府經由海路入京して来た時、浦の
近くの「崎」において、特殊な外交儀礼が開かれていた事実である。『延喜式』巻二十一のげんば玄蕃寮新羅客条

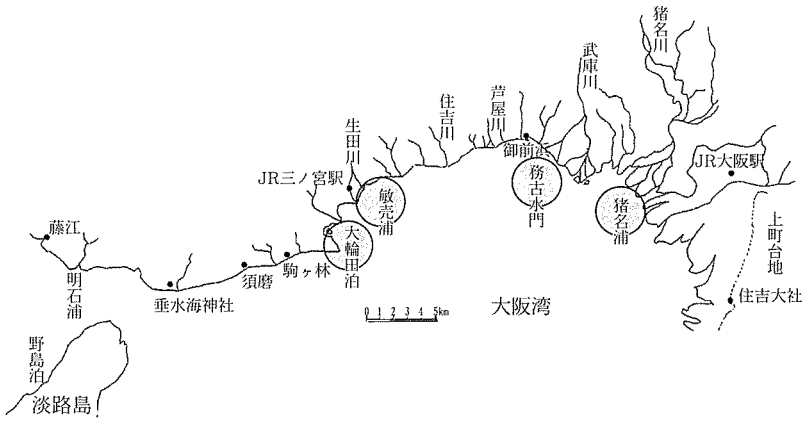


図25 古代の西摂～明石海峡付近のミナト関連地図

には、次のように書かれている。

凡そ新羅の客人朝せば、神酒を給え。その酒を醸す料の稻は、大和国の賀茂・意富・纏向・倭文の四社、河内国の恩智の一社、和泉国の安那志の一社、摂津国の住道、伊佐具の二社、各三十束、合わせて二百卅束を住道社に送れ。大和国の片岡の一社、摂津国の広田・生田・長田の三社、各五十束、合わせて二百束は生田社に送れ。並びに神部をして造らしめ、中臣一人を差して、酒を給うの使に充てよ。

生田社で醸す酒は、敏売崎において給え。住道社で醸す酒は、難波館において給え。若し筑紫より還らば、給うべき酒・肴は、便りに使人に付せよ。その肴は惣て隠岐鮫六斤、螺六斤、腊四斤六両、海藻六斤、海松六斤、海菜六斤、蓋卅八口、十柄、案六脚。(貢られて還るは給わず)。
 …(後略) …

『延喜式』ができた頃、史料冒頭の新羅という国は滅亡しており、右の規定はほとんど無意味になっていた。しかし『日本書紀』の推古天皇十六年(六〇八)六月丙辰条や舒明天皇十年

(六三三) 甲寅条などによると、この儀式そのものは、早く七世紀初頭の推古朝頃に始まっていたと考えられる。しかも儀礼の対象国は新羅だけでなく、中国からの使者も含まれていたらしい。そのような儀礼の細則が、右のような形で『延喜式』のなかに収められたようである。同書には、このように事実上無効になった条文が所載されているケースが少なくない。

条文によると、新羅など海外の使者の乗る船が西国から入京して来た時、現在の大阪市付近の難波館とともに、神戸市内の敏売崎で、「神酒」と「肴」の給付儀式が開かれた。神酒は中央から派遣された中臣氏の官人によって給付され、敏売崎の酒は生田神社で醸造されることになっていた。

瀬戸内海を通じて都入りをめざしていた外国使の一行は、いったん敏売浦に入港・上陸し、そこから歩いて敏売崎に向かったのであろう。また規定によると、敏売浦に来る以前、外国使がもし何らかの事情で筑紫(大宰府)からそのまま帰国する場合にも、酒と肴は直接彼ら自身に付され、さらに朝廷の「叱責」を受けて帰る時には支給しないと定められていた。

神酒と肴 これまでこの儀式の目的については、いくつかの見方が出されている。遠来の客の慰労のほか、**の給付** 「神酒」と書かれる点に注目して、何らかの呪術的・宗教的なねらいがあったとみるのが大半である。そのなかでもっとも通説的な見方は、外国人の赦え清め説である。倭国の王権は、外国使の都入りの直前、神聖な酒を敏売崎と難波館の二カ所で与えることにより、彼らのもたらす「ケガレ」を除去しようとした見なすわけである。

しかし、王権内の外国人に対するケガレ観念が肥大化していく時期は、一般に九世紀以降であった。また

古代における「祓え清め」は、弊物や供献品にケガレを付着させ、それを河瀬や海に流し去る方法が普通である。神酒による「祓え清め」は一般的なやり方ではない。さらに右の儀式では、「神酒」のほか「肴」も与えられ、しかもそれらは、外国使が何らかの理由で筑紫（大宰府）からそのまま帰国する場合にも、直接付されることになっていた。これらの規定からみて、儀式的目的をケガレの除去のための「祓え清め」とみるのには無理があり、酒肴を与え飲食させること自体に、もつと積極的な意味を見出すべきではなからうか。この点で注目されるのは、外国使が入京した後の中央行事のなかで、「共食者（共食使）」という臨時の使者が相席する饗宴が開かれている事実である。

たとえば、推古天皇十八年（六一〇）十月九日、飛鳥の都で、その年来日した新羅使と任那使に対する「拜朝の儀」がおこなわれた（『日本書紀』同年十月丁酉条）。その八日後の十七日には宴が設けられ、『日本書紀』によると、「使人らに朝に饗たまふ。河内漢直贄を以て新羅の共食者とす。錦織首久僧を以て任那の共食者とす」（同年十月乙巳条）と記されている。

また九世紀の承和九年（八四二）と元慶七年（八八三）に入京した渤海使に対しても、それぞれ五位クラスの位階の官人に、「共食（供食）」を命じた史料を見出すことができる（『日本三代実録』承和九年四月五日条、同月九日条、元慶七年五月五日条、同月十日条）。さらに『延喜式』卷二十一の治部省蕃客条には、「蕃客」すなわち外国使の入京時に「共食二人」を任命するとあり、その職務として、「饗の日、おのおの使者に対して、飲み宴することを掌れ」という割注が付されている。

このように外国使の入京時の饗宴に際しては、彼らと向かい合って共同飲食する任を帯びた特別な官人が

任命されていた。いわば「異国の使を饗応するための相伴人」をともなう饗宴の開催である。その行事の意味について、言語や習俗を異にする海外の使者に対し、共食をもって互いの意志の疎通や結合をはかるうとした儀式と理解され、またもともと倭国には「共食によって心が同じになるという思想」があったといわれる。

たしかに記紀神話のなかのイザナミの命の「黄泉戸喫」の説話にみられるように、古代の倭国には「同じ竈の飯を食うと、その種族の一員や仲間になる」という考え方があったようである。またごく近年までみられた婚姻習俗の一つとして、「嫁の飯」「ツツカケ膳」「ブツツケモチ」などといわれる民俗行事が各地に残り、新しい嫁が婚家に來着草々、家員と一緒に食事を摂らせる風があったと報告されている。これは婚姻当日にいきなり「共同の食事」を行うことにより、婚家と嫁家の双方の間柄を密接に連絡させ、嫁が婚家の一員となったことを視覚的に明らかにするねらいがあったと理解されている。

こうしてみると、古くから倭国には、共同の食事と、ある団体（種族）へ加入することとの間に、密接な関連があることが明らかである。京内での外国使の饗宴行事もこれを踏まえて成立し、共食により外国使と共食者間の連帯や一体化をはかるうとしていたといえるであろう。

神酒と肴の ところで敏売崎での神酒と肴の給付行事についてみると、給酒使の規定はあるものの、共食者

共食儀礼 の任命・派遣を示す直接の史料は残されていない。しかし、推古天皇十六年（六〇八）、中国

の隋の使者、裴世清らが来日して筑紫経由で難波館に入った時、『日本書紀』には、「中臣宮地、連鳥摩呂、大河内直糠手、船史王平を以て掌客とす」とみえている（同年六月丙辰条）。また舒明天皇四年（六

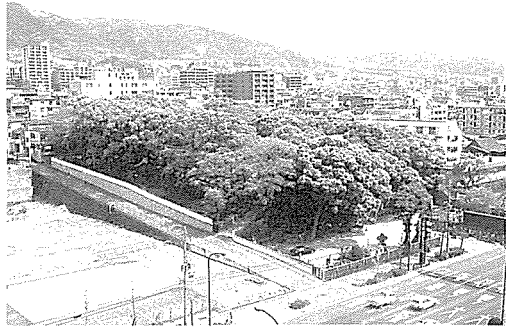


写真14 敏馬神社（灘区）

三二、唐の使者の高表仁の一行を難波館に迎え入れた時、「難波吉士小槻・大河内直矢伏を令して導者として館の前に到らしむ。すなわち伊岐史乙等・難波吉士八牛を遣わして、客等を引きて館に入らしむ。即日そのひに神酒を給う」〔日本書紀〕同年十月甲寅条と出てくる。

前者の史料の三人の「掌客」、後者の史料の伊岐史乙等と難波吉士八牛の二人について、必ずしも外国使の「共食」役を務めたとは書かれていない。しかし「掌客」は、外国使の接待役を意味し、後者の史料では、客らを館の中に案内した後、「即日そのひに神酒を給う」と記されている。それぞれの官人が難波館の中で、外国使と共同飲食した可能性はきわめて高いのではなからうか。

また右の一連の史料のなかで、敏売崎の行事のことは一切触れられない。しかしこれは、難波館との同一行事の重複を省略したものと考えられ、また両史料に出てくる大河内直氏は、神戸・西摂地域の菟原郡や八部郡に勢力をもった有力氏族と考えられる。

これにもとづくと、神酒と肴の共同飲食行事が、実は敏売崎でも行われていたと推定できるのではなからうか。それぞれの場所での儀礼の目的は、外国使と共食者の共同飲食を通じ、異質な集団を相互に結びつけ、双方の一体化（同質化）を可視的に確認・強化するねらいがあったと考えられよう。

小中華思想にも
とづく国際意識

ただしこの儀礼を通じて確認されようとした結合やつながりの中身は、決して普遍的な人間同士の連帯や友情のようなものではなかったであろう。儀礼が王権主催の公的な行事である以上、むしろそれは政治的な側面、すなわち「同じ大王（天皇）の臣下になった者同士の連帯」、あるいは「大王の臣下集団への仲間入り」を可視的に確認しようとしていたのではなからうか。

というのも倭国の王権は、推古朝の頃から、周辺諸国や諸民族を従属国（従属集団）とみなす「小中華帝國意識」を形成させていたからである。大王を頂点とする倭国を宗主国とし、他国を大王への臣下の礼をとらせる朝貢国と位置づける、大國主義的な国際意識である。

しかし、それは現実の国家間の力関係にもとづき、必ずしも倭国側の思い通りにはならず、臣下の礼をとらない使節の来日も想定できた。そのため王権は、まず筑紫（大宰府）で来日した外国使の「検分」をおこなうシステムを確立する。もし朝貢形式をとっていないと判断された場合には、「叱責」を与え、入京させず強制帰国させる処置をとり始める。これにより七世紀後半から八世紀代にかけて、新羅からの使者がそのまま帰国する例もしばしばみられた。

つまり前述の「叱責」されて帰国する外国使に「神酒」と「肴」を与えないという『延喜式』の決まりは、このような事態に対応していたわけである。逆にいうと、酒肴の支給を受けること自体、その使節がすでに筑紫での「検分」をパスし、大王の臣下として入京・朝貢を認めていたことを示す。敏売崎と難波館での共食の儀礼は、あくまで擬制的ではあるものの、このような立場で都入りをめざす外国使節の、「大王の臣下集団への仲間入り」を視覚的に確認する意味をもっていたわけである。

敏売崎の　とすれば、このような外交儀礼が、難波館のみならず敏売崎でも開かれた理由は何だろうか。

位置　その一つとして考えられるのは「崎」という場所の聖地性、すなわち当時の人々の間に、海に

突き出す岬や砂嘴が、神の宿る神聖な所であるという信仰があったことが大きいだろう。いわば神や神聖なものを媒介として、共食による結束をより深め、固定化する意味が込められていたと思われる。

またもう一つの理由としては、敏売崎や敏売浦のある神戸・西摂地域全体の政治的な位置の問題がある。

この地域は、古代のある時期以降、畿内―畿外という国土区分法のうち、畿内という領域のもっとも西の境界地に位置づけられた事実が決定的に大きいであろう。

この畿内―畿外というシステムは、自然発生的な地域区分法ではなく、中華思想と密接に関わる古代中国で確立された皇帝（天子）を中心とする人為的、政治的な国土区分法である。そのうち畿内とは都城と周辺の地域をさし、通常それは各王朝の都を去る五〇〇里（約二〇〇キロメートル）以内の地とされていた。ここは皇帝の礼教や統治が直接に及ぼされる点で、もっとも重んじられる特別行政区域であった。いわば皇帝からみて、「直轄領」や「聖域」の意味をもつのが畿内であった。したがってここに居住する住民たちに対しては、皇帝からさまざまな政治上・経済上の特権や優遇措置が与えられた。

このような中国における畿内制の倭国への導入について、孝徳朝の大化改新の詔（六四六年）によると、「畿内」は「うちつくに」と訓まれ、その具体的な境界は、東西南北の「四至」表示、すなわち当時の都（飛鳥）から延びる、道路上の「四隅」を示す方法で定められた。そのうち西の境界については、「赤石（明石）の櫛淵」と定められ、その現在地は神戸市垂水区塩屋町須磨区一ノ谷付近の海岸線一帯をさすと思わ

れる。

畿内の最西端 とすれば、現在の須磨区から東側の神戸・西摂地域は、これにより大王の直轄領のもつと
 の神戸・西摂 も西の端の境界地域に組み込まれたことになる。これを西から海路入京する外国使からみ

ると、当地は畿内という大王の聖域の、西の玄関口の役割をもつことになる。そこで王権は外国使一行の船
 が、まさに聖域である畿内の内側に入った時、そこにある最初のミナトの敏売浦にわざわざ寄港させて敏売
 崎に向わせ、「大王の臣下集団への仲間入り」を確認する共食行事を行わせたのではなからうか。

従来、畿内制の厳密な施行時期については、文字通り、右の大化改新の詔の孝徳朝の頃、あるいは令制国
 の枠組みがほぼ全面的に整備される天武朝の頃（七世紀後半）などと考えられてきた。しかし近年の研究に
 よると、すでにそれを遡る推古朝において、冠位制・衣服制・軍礼などの中国的な礼制実施策の一環として、
 後世とほぼ同様の規模の畿内制が樹立されたと推定する説がある。もしこの推定が正しければ、倭国の王権
 は、七世紀初頭頃、中華思想や畿内制など、中国の礼制実施と強く連動した形の外交儀礼を、敏売崎と難波
 館の二カ所で開始させたとみることができるといえる。

なお共食行事が難波館でも開かれた理由については、難波という場所が瀬戸内海航路の最終ターミナル、
 いわば海と陸の交通の境界領域、結節点に位置することによることはいままでのところではない。

よく知られているように神戸・西摂地域では、これ以降、大輪田泊の繁栄、平清盛による福原遷都、あ
 るいは中世近世の兵庫津の発展、そして近代の神戸開港など、それぞれの時期の政治権力と結びついた形
 での国際的な港湾都市域の発展がみられる。その要因は、各時代ごとにいくつも考えられようが、そのもつ

とも根本的な原因としては、常にここが畿内という権力中枢域の西の玄関口としてあり続けたことが大きいのではなからうか。現在にも及ぶこの地域の国際性を帯びた都市域の伝統は、すでに古代において決定されたといえる。

3 中央集権的な水上交通システムの構築

陸運から 中央政府の財源となる税物（調・庸・庸・年料・舂米・交易進上物）は、運脚と呼ばれる人が陸路を

海運へ 使い、現物のまま都へ運ぶ規定になっていた。運脚は、駅家・郡家、駅馬・伝馬、駅子・伝子

などを利用できなかったため、自分たちで食料や馬などを準備しなければならず、過酷な労働であった。しかし、実際には課船と呼ばれる船で運んだり、海運を行う人に委ねたりすることもあった。当初、海運は黙認される存在にすぎなかった。

課船については、不明な点も多いが、百姓脚直料（調庸物もしくはそれ以外の税物の運送料）で造られ、私船でも官船でもないと言われている（『令集解』營繕令有官船条）。寛平十六年（八九四）の「調物を進上するは、駄を以て本と為す。官米を運漕するは、船を以て宗と為す」という言葉に端的に示されているように、調庸物は、一貫して納税者が自ら運搬人と食料を用意して陸運するという原則が貫かれたが、調庸以外の税物や重くてかさばる物品（米・綿など）は、しだいに海運が公認されていった。

『延喜式』には、海運が公認された後の運搬方法や賃金などが規定されている（主税式上諸国運漕功条）。

それによると、山陽道と南海道の諸国は、国津と呼ばれる各国の港から淀（京都市伏見区）まで、底の平らな小型の船（五〇石、当時の一升は今の四合なので実際には二〇石程度）で運び、そこで陸揚げし車を使って京に運んだ。

一方、西海道の諸国は、大宰府に集め博多の港から難波の港まで大型の船（二五〇石から三〇〇石、延喜雜式大宰綿船条）で運んだ。そこで陸揚げして車で運んだのか、小型の船に移し替えて淀まで運んだのか、不明である。川船の規定がないことから前者の可能性が高いと言われている。

このように体系化された海運は、諸国運漕功条に記されている越前国と加賀国のあり方から、弘仁十一年（八二〇）に編纂された『弘仁式』で成立したと考えられている。山陽道・南海道と大宰府からの海運の場合、所要日数は六日から三〇日であり、船の乗組員は船頭一人と水手二人から五人であった。そして、船の持ち主には船賃として一石の積荷あたり稲一束から五束が、船頭には一二〜六〇束が、水手には一〇〜四〇束が支払われた。それに加えて、都へ船で運んでいる時には、一日あたり米二升と塩二勺が、帰郷する時にはその半分が支給された。淀から都までの車賃は、一石あたり米五升（稲一束）であった。

行基による大阪 行基は、慶雲元年（七〇四）に三十七歳で出家し、畿内を中心に布教活動や社会活動
 湾交通の整備 （池や橋の造営など）を行った僧である。行基はその活動のなかで、二つの港（大輪田船息

と神前船息）を撰津国菟原郡宇治と和泉国日根郡日根里に、二つの水路（比売島掘川と白鷺島掘川）を西城（成の誤記）郡津守里に建設した（『行基年譜』）。この水路は、行基が「難波之江」を掘り開き、「船津」(港)を作ったという説話と関係しており（『日本霊異記』中巻第七・三十話）、何らかの港湾施設が難波にも建設されていた

と考えられる。

これらの施設は、大阪湾の潮流が変化する地点にあり、湾内を航行する船が潮を利用して立ち寄るのに都合の良い所であった(図26)。行基は、このような点も考慮しながら、中央政府に先駆けて、八世紀の前半に体系的な大阪湾航路を創出したのである。神戸地域の港が繁栄したのは、これらの大阪湾や明石海峡の潮流のあり方と無関係ではなかった。

造船瀬所による播磨灘交通の整備
造船瀬所とは、播磨国にある主要な港の建設や修理を行い、播磨灘の海上交通を整備するため、政府が八世紀の後葉に設置した役所と考えられている。この頃には、造船瀬所だけでなく、播磨国の港に何度も稲が献上されており、次のように理解されている。

造船瀬所に関する最初の史料は天応元年(七八二)である。しかし、九州地方からの調綿の海運が、神護景雲三年(七六九)に公認されたことを契機として、造船瀬所は宝龜元年(七七〇)頃に設置されたと考えられる。造船瀬所は独自の財源を持っておらず、国津や郡津などと同じように雑徭で徴発した労働力で造営や修理を行っていた。

しかし、それだけでは不十分であったので、地元の有力者から財源となる稲を献上してもらった。そのな

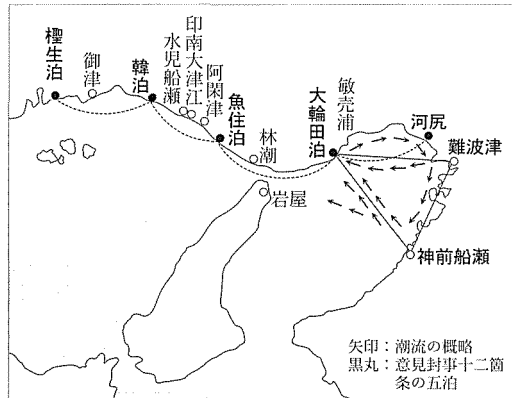


図26 大阪湾付近の潮流と港
(松原弘宣『日本古代水上交通史の研究』の208頁図2を基に一部加筆して作成)

かで、延暦四年（七八五）頃には、水兒船瀬かこのななせ（加古川の河口にあった港）も建設された。その後、延暦十年にかけて献上された稲は、水兒船瀬を維持していくための財源であった。

水兒船瀬の建設には、韓鍛かかめちのおひらひら首広富や日下部連くさかべのむらじま国益などの内陸部の人も関わっていた。これは、美囊郡の役人や有力者が、加古川とその支流である美囊川の船運を利用してしたことによる。河口部の港は、海上を移動する船の停泊地ではなく、中・上流域の生産や消費と密接に関係していたのである。

播磨国の港へ稲を献上した人は、美囊郡の役人であった韓鍛首広富を除いて、すべて大初位そい上の位階を持っていた。広富以外の人は地域の有力者の子弟であり、舍人（下級の役人）として都で働いている時に大初位上を与えられた可能性が高い。これらの子弟は、都にいる時に権門勢家と呼ばれる有力な貴族や社寺と個人的な関係を強めていった。

大量の稲や銭を献上し、外五位の官位を与えられた地方の有力者の大部分は、公認された税物以外にも、各地から都へ船を使って大量の物品を運び、活発な経済活動を行っていた。これらの有力者のなかには、役人に取り立てられる者もいた。特に佐伯直諸成さえきのあたゝもろなりは、海運で得た利益を活用しながら強引に官職の獲得を行っていた。しかし、そのことが反感をかい、「直あたゝ」というカバネを「連むらじ」と偽っていたことが暴露されたとも言われている。

船瀬使の瀬戸内
海交通の掌握

大輪田船瀬使とは、行基が建設したとされる大輪田の港を修理するため、政府が九世紀に派遣した使者である。大輪田の港の発展過程は、次の(A)～(C)に分かれる。

(A)段階には、弘仁三年（八二二）に大輪田船瀬使が派遣され、四年後に任務が完了し廃止された。その後、

撰津国司が維持管理を行うことになった。港が損壊した時には、修理の経費を政府に報告し、その許可を得られたら、港を利用している（公私）船から財源や労働力を徴収した。承和十三年（八四六）から嘉祥二年頃には、積荷一石につき五合の勝載料しょうさいりょうが徴収され、船の乗組員に三日間の労働が命じられている。一般的には、弘仁年間（八一〇～八二四）もこの規定に準じていたと考えられている。

利用者の負担にもとづいて施設を維持する方法は、先述の行基や造船瀬所が行ってきたやり方と同じであったが、当時としては特別なやり方であった。このような弘仁年間の整備は、『延喜式』（主税式上諸国運漕功条）のような、体系化された海運規定がこの頃に成立したと無関係ではなかった。

(B)段階に入ると、撰津国司による海運の掌握が不可能になり、前任者と後任者の間で引き継ぎがうまくいかず、港の修理が滞っていた。これを是正するため、年代は不明であるが、恒常的な官職として造大輪田船瀬使が復活された。船瀬使には、港の利用者から税を徴収したり船を検査したりできる多くの権限を与えられた。天長八年（八三一）には、任期（六年）や交代の方法などが定められた。

船瀬使は、国司の代わりに勝載料の徴収や乗組員の使役を行い、その実施状況をまとめた帳簿を一年に四回作成し、政府に提出していた。しかし、その帳簿には、徴収した数量や人数などしか記されていないかったため、政府は業務内容を検査できなかった。そこで、承和五年（八三八）には、船瀬使や海運の不正を防止し、瀬戸内海交通をより厳密に掌握するため、次のようなシステムを導入した。

郡司は、京に向かう公私船の数・勝載料・乗組員の名前などを記録し、告朔こうさく（毎月行われる業務報告）の時に撰津国司へ報告する。国司は、年末に報告をまとめた帳簿を作成し、税帳使を通して政府に提出する。政

第四節 水上交通の歴史と展開

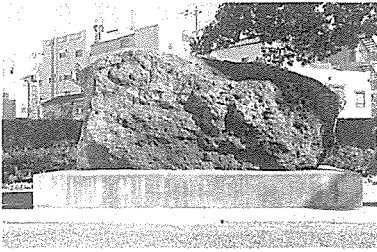


写真15 大輪田泊の石椋（兵庫区）

府では、造大輪田船瀬使と諸国から提出された帳簿を比較し検査を行う。

また、承和五年には、瀬戸内海の家賊を取り締まる法令が初めて施行され、海上交通に関するさまざまな画期となった。その後、承和十三年には、中央政府に畚米しやうまいを運んでいる（公）船は勝載料を免除されることになった。さらに嘉祥二年（八四九）には、乗組員が港の修理に三日間も従事していると海運の期日に遅れてしまうので、労働を行う代わりに一人につき一日当たり一升五合の役料を差し出すことになった。港の修理に必要な人夫は、その役料によって周辺の住民を雇用することにした。

旧来の方法では船瀬使や国司が瀬戸内海交通の管理の中心であったが、承和五年のシステムでは郡司も積極的に関与することになった。六甲山地南部の郡は、名称や境界が何度も変更されているので、役割を強化された郡司が菟原郡司であったのか八部郡司であったのか不明である。しかし、八部郡は天長九年（八三二）に南部全体を統轄していた菟原郡を割いて新設されたこと、八部郡の範囲は十世紀の初頭以前に最大でその後縮小していることを重視するならば、八部郡は広い郡域を割り当てられ大輪田船瀬の維持管理を主要な目的として新設されたと考えられる。

しかし、(C)段階に入ると、年代は不明であるが、再度造大輪田船瀬使が廃止され、摂津国司が港を管理するようになった。これにより八部郡の役割がどのように変化したのか不明である。そのなかで仁寿三年（八五三）と寛平九年（八九七）には、風波があるごとに「石椋」いしけい（波を防ぐための石組みの施設か）や建

物が壊れ、政府の許可を待ってから修理していると被害が拡大してしまうことや、周辺の住民が損壊した施設の用材を持ち帰っていることが問題となっている。そこで、船瀬荘田で収穫された稲二〇〇束で修理できる場合は国司の判断で行い、それよりも被害が大きい時には政府に報告して修理することにし、周辺住民への取り締まりを強化した。

船瀬荘田とは、大輪田泊の維持や管理を行う財源を確保するため、港の近くに設定された田地である。これにより、私船からの役料がこれまで通り徴収されたのか、それとも廃止されたのか不明であるが、港の維持や管理はこれまでの受益者負担の方針を転換し、国司が公費で行う側面が強くなったと言える。

4 中央集権的な水上交通システムの崩壊

河尻の発展と淀川北岸の繁栄
河尻かわじりの港は、『高倉院いづくしほてら厳いづか島御幸記』や『山槐さんかい記』などから、三國川の河口（神崎川／尼崎市今福付近）にあったと推定されている。この港が初めて史料に見えるのは、三善清

行ゆきが、当時の政治や社会の問題点を指摘し、その解決方法を列記して延喜十四年（九一四）四月に政府に提出した意見封事いけんふうじ十二箇条である（『本朝文粹』二二）。しかし、河尻は、下記のように、延暦三年（七八四）に行われた平城京から長岡京への遷都にともない、八世紀の後葉から発展していたと考えられる。

八世紀以前の淀川は、『行基年譜』天平十三年記の架橋記事などから、三國川（神崎川）、長柄川（中津川）、堀江川（天満川・淀川）に分かれ、大阪湾に流れ込んでいたと推定されている。この時に都を目指してきた

船の終着港は、淀川の南側にあった難波津や住吉津であった。

しかし、淀川の河口には徐々に砂が堆積し、八世紀の中頃には難波津から長岡京の方面へさかのぼることが困難になっていた。そこで、延暦四年には淀川と三國川・安威川あゐが結ばれ、大阪湾を航行してきた船は三國川から淀川をさかのぼり、長岡京の近くにあった淀津まで行けるようになった。これにより、淀川と大阪湾の水運を結びつける港として、淀川の北岸が注目され、河尻が発達していったのである。

難波津から 摂津職は、都への海運の終着港であるとともに、朝鮮半島や中国大陸への出発港であった難

大輪田泊へ

波津や、副都であった難波宮を統轄する特別な役割を担っていた。しかし、上記のような難

波津の機能の低下、摂津職と長門国による瀬戸内海航路の掌握体制の崩壊、長岡京への遷都にともなう難波宮の停止などにより、摂津職の存在意義は小さくなっていった。さらに延暦八年（七八九）には、交通や情報を速やかに伝えるために三関が停止され、摂津職の重要な職務であった水上交通の勤検機能も停止された。

そして、難波宮から長岡宮への移転作業や残務処理が完了すると、延暦十二年には摂津職が廃止され摂津国となった。

陸上交通を制限する関や過所は、延暦八年の三関停止を画期として崩壊していく。しかし、海上交通を制限しようとする政策は、延暦二十四年（八〇五）から承和十一年（八四四）にかけて、摂津国の役所の移転や管轄地域の変更などが何度も行われたように、摂津職の機能を改変しながらも続けられた。特に、天長二年（八二五）から承和十一年にかけては、重要性が増してきた淀川の北岸に、摂津国の機能を集中させようとしていた。大輪田おほわだ船瀬使が強権を与えられ、八部郡が新設されたのはこの時期であった。

これらの政策は、お互いに関連していた可能性が高い。撰津職がこれまで難波津で行っていた瀬戸内海交通の掌握を、撰津国司・八部郡司・大輪田船瀬使が河尻や大輪田の港などで実施しようとしていたのである。しかし、この大阪湾北岸の再開発は、さまざまな理由で計画通りには進まなかった。その一方で、海運は政府の意図を越えてますます発展していった。これにより、瀬戸内海交通の把握は困難となり、難波津から大輪田泊へ機能を移転させる計画は放棄され、大輪田泊は、仁寿三年（八五三）以降、明石海峡を臨む単なる港となった。

五泊と大 意見封事十二箇条によると、三善清行は、播磨灘から大阪湾を航行する時に、「五泊」（禮生泊・

輪田泊

韓泊・魚住泊・大輪田泊・河尻

の間を一日かけて移動するのが良いと判断し、このような体系的な航路を創出したのは行基であると認識していた。しかし政府は、韓泊と大輪田泊だけを修理し、魚住泊

（明石市魚住町付近）は廃れていった。

このために、多くの船が韓泊と大輪田泊の間を無理して一日で航行しようとし、沈没していた。魚住泊は、天平年間（七二九〜四八）に造営され、延暦の末年（八〇六）頃まで利用されていた。しかし、弘仁年間（八一〇〜一三）に、風や波によって石が崩れ砂で覆われてしまった。その後、天長年間（八二四〜三三）に、大納言正三位兼行左近衛大将民部卿であった清原真人夏野が修理したが、承和の末年（八四八）頃にまた損壊した。

そこで、貞観年間（八五九〜七六）には、東大寺の僧である賢和（類聚三代格）では元興寺僧、伝灯法師とす（る）が修理を行った。しかし、その後四〇年がたち、港の機能が低下し沈没する船も多くなっていた。そこ

で清行は、諸司の判官で幹了巧思なる者を派遣し、播磨国と備前国の正税を使って修理すること提案したのである。

魚住泊があった明石海峡の西側は、海岸の浸食が激しい上に、微風で高波が生じても立ち寄れる港がなく、遭難する船が多かったと言われている（『類聚三代格』卷十八）。したがって通常は、潮の流れが速い明石海峡を通過する前に、その前後にある港へ停泊し、体制を整えていたと思われる。もし停泊しなければ、難所を通過した後に長い距離を移動するか、長い距離を移動した後に難所を通過しなければならず、それだけ沈没の危険性を高めるだけであった。

諸史料によると、明石海峡の付近には、魚住泊以外にも、「明石・赤石・林」（明石川の河口）、「藤江・藤井」（藤江川の河口）、「阿閑・榭」（別府川の河口か）などの港があった。そのなかでも、特に明石川の河口は、承和十二年（八四五）に、明石と淡路島（津名郡淡路町岩屋）との定期航路が開設され、原始から古代を通してこの地域の中心地であった。それにも関わらず、明石・藤江・別府の港は、流出した砂や潮流の関係で利便性が悪かったのか、瀬戸内海を航行する船の停泊地として重視された痕跡がない。政府や航行者は、これらの港でなく、魚住泊と大輪田泊を利用したり修理したりすることにこだわっていたのである。

魚住泊と大輪田泊を比べると、両者には政府としての対応に大きな差があった。政府は、上記のように大輪田泊を重視し、（造）大輪田船瀬使などを派遣し、積極的な維持管理に努めてきた。それに対して魚住泊は、困窮している利用者を目の当たりにしている役人や僧侶による私的な修築が中心であった。政府としては、天長九年（八三二）に、私財による修築が困難となった清原夏野の提案を受け、正税を財源とし国司

(次官以上)の一人を担当させただけであつた。

魚住泊がたびたび損壞して十分に利用できず、明石海峡付近のそれ以外の港が停泊できなかつたのであれば、都へ積荷を運んでいる船は、韓泊を出発した後に大輪田泊に立ち寄るしかなかつた。前項で述べた承和五年の瀬戸内海交通の掌握システムでは、都に向かう船の把握が問題となつていた。このような船の把握には、川船や車への乗り換えを行う終着港であつた河尻や淀がもつとも適してははずである。

それにも関わらず、大輪田泊で把握しようとしていたのは、課税されたり掌握されたりしたくない船が、大輪田に立ち寄らなければならない理由があつたからである。政府は、明石海峡前後の潮の流れや港のあり方、都に積荷を運んでいた船の船行状況などに注目し、難波津から大輪田泊に、瀬戸内海交通を掌握する機能を移そうとしたのである。